

令和5年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	1 0 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	1 1 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	1 2 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	1 3 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	1 4 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	1 5 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	1 6 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝                      主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第2  | 会期の決定      |  |
| 第3  | 町長の所信表明    |  |
| 第4  | 議第1号       | 令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第5  | 議第2号       | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について                   |
| 第6  | 議第3号       | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について         |
| 第7  | 議第4号       | 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について           |
| 第8  | 議第5号       | 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について         |
| 第9  | 議第6号       | 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について        |
| 第10 | 議第7号       | 令和4年度藍住町下水道事業会計補正予算について                |
| 第11 | 議第8号       | 令和5年度藍住町一般会計予算について                     |
| 第12 | 議第9号       | 令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について           |
| 第13 | 議第10号      | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について             |
| 第14 | 議第11号      | 令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について           |
| 第15 | 議第12号      | 令和5年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について          |
| 第16 | 議第13号      | 令和5年度藍住町下水道事業会計予算について                  |
| 第17 | 議第14号      | 令和5年度藍住町水道事業会計予算について                   |
| 第18 | 議第15号      | 藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改                |

		正について
第 1 9	議第 1 6 号	藍住町水防団に関する条例の一部改正について
第 2 0	議第 1 7 号	藍住町税条例の一部改正について
第 2 1	議第 1 8 号	藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部改正について
第 2 2	議第 1 9 号	藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
第 2 3	議第 2 0 号	藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 4	議第 2 1 号	藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 5	議第 2 2 号	藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 6	議第 2 3 号	藍住町国民健康保険条例の一部改正について
第 2 7	議第 2 4 号	藍住町介護保険条例の一部改正について
第 2 8	議第 2 5 号	藍住町工場設置奨励条例の一部改正について
第 2 9	議第 2 6 号	藍住町工場立地法地域準則条例の一部改正について
第 3 0	議第 2 7 号	藍住町情報公開条例の全部改正について
第 3 1	議第 2 8 号	藍住町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
第 3 2	議第 2 9 号	藍住町個人情報保護法施行条例の制定について
第 3 3	議第 3 0 号	町道の路線認定について
第 3 4	議第 3 1 号	町道の路線変更について
第 3 5	報告第 1 号	令和 5 年度藍住町土地開発公社の事業計画について

令和5年藍住町議会第1回定例会会議録

3月6日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和5年第1回藍住町議会定例会に御出席くださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和5年第1回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番議員、小川幸英君及び11番議員、林茂君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの17日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、「町長の所信表明」を行います。

高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。3月に入り、春の訪れを感じる季節となってまいりました。本日、令和5年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、昨年12月に発生した不祥事に続き、先月には、奥田前副町長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。容疑が事実であれば到底許されるべきものではありません。町政への信頼を著しく失墜させるこ

ととなり、町民の皆様、議員の皆様には御心配と御迷惑をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

奥田前副町長の任命責任は私にあります。不祥事の再発防止、根絶に向けて、特別職を含めた全ての職員の綱紀粛正、コンプライアンス意識の向上、事務処理の改善、見直しを図るなど町政を預かる者として、町民の皆様からの信頼回復に全力を傾注し、その責任を果たしてまいります。

今議会には、1年間の施策を盛り込んだ令和5年度の当初予算案などを提案いたしております。議案の説明に先立ち重点施策と町政に取り組む所信を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、東中富桜つつみ公園に整備するバーベキューエリアについてであります。この度、基本設計が完了いたしました。当初、整備を予定しておりました芝生広場については災害時にも最大限に活用できるようそのまま残すこととし、芝生広場の周囲にバーベキューエリアを確保することで、公園機能にプラスアルファの要素を追加し、町民の皆様の憩いの空間を創出することといたしました。整備にあたっては車椅子の方も利用できるよう、バーベキューエリアにアプローチできるスロープを設けるとともに、新たに建設する炊事場及び照明機器にはソーラーパネルを設置し、環境負荷の低減及び災害時における電源確保を図ることとしています。今後、パブリックコメントを実施することとしており、町民の皆様の御意見を踏まえ工事に着手し、今年秋の完成を目指してまいります。

次に、高齢者の活動拠点施設の整備についてであります。現在の活動拠点である藍翠苑は、施設建設後45年が経過しており老朽化が進んでおります。このため、来年度には、新たな施設の整備に向けた設計に着手いたします。現在、適地の選定を進めているところであり、決定次第、議会にも報告させていただきたいと考えております。

次に、学校教育の充実についてであります。グローバル人材を育成するため、中学生の実用英語技能検定、いわゆる英検の受験奨励策として、3級以上の受験料を全額補助する制度を創設いたします。

また、コロナ禍により実施できておりませんでした中学生海外派遣事業については、来年度は是非とも再開したいと考えており、両中学校12名の生徒をオーストラリアへ10日間、派遣する計画としております。グローバル化する社会の中で、英会話の重要性は高まっております。町として、無限の可能性を持つ子供たちの学

びの意欲を後押ししてまいります。

次に、子育て支援についてであります。2022年に生まれた子供の数は、国の統計開始以来、初めて80万人を下回り全国的に少子化が進んでおります。国においては、急速に進む少子化を危機的な状況にあるとの認識のもと、今月末を目処に具体的な対策をとりまとめることとしております。本町としてもこの動向を注視してまいります。

また、妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てできる環境を整えるため、妊娠時に5万円、出産時に5万円、合計10万円を給付する出産・子育て応援給付金事業について、本町では他の市町村に先駆け今年1月1日を基準日として取り組んでおります。今月末までに約3,000万円の給付を終える見込みであり、こうした事業を可及的速やかに実施することで、子育て世帯への支援充実を図ってまいります。

次に、高齢者施策についてであります。介護保険事業計画及び高齢者福祉計画については、来年度が最終年となっており、今後、被保険者数や介護保険給付費などの推移を見極めるとともに、国及び県の指針に従い、新たに令和6年度を初年度とする第9期計画の策定に着手いたします。

また、国が推進する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むこととしており、高齢者の皆様が住み慣れた地域でより安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら事業推進を図ってまいります。

次に、防災対策についてであります。近年、自然災害は激甚化、頻発化しております。こうした甚大な被害の発生に備え、他の自治体からの応援職員や応援物資を効果的かつ円滑に受け入れるための受援計画の策定を進めてまいります。

また、補助事業に採択されることを前提に、太陽光発電設備について災害活動拠点施設となる役場庁舎に整備するとともに、西クリーンステーションにおける設計業務に着手いたします。こうした取組みは、2050年カーボンニュートラルにも資するものであり、防災対策と地球温暖化対策を同時に実現する有効な施策になるものと考えております。

次に、藍の魅力発信についてであります。昨年11月にリニューアルオープンした藍住町歴史館藍の館を拠点として、国内外に向けて、藍住町産の藍の魅力を発信してまいります。現在は、藍の館開館記念イベント第2弾として、町内在住の現代藍染師による藍染め講座及び作品展を開催しており、藍染め講座には募集開始と

同時に定員を上回る申込みをいただくなど、多くの方々に藍への関心を高めていただいております。

また、令和元年度に認定を受けた日本遺産、藍のふるさと阿波については、令和6年度が認定更新の時期となります。このため、来年度には構成市町や民間団体による藍を活用した持続可能な地域活動が極めて重要となります。関係者ととも藍の魅力にさらなる磨きをかけ、認定更新に向けて取組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。5月8日には、感染症法上の位置づけが5類に移行されることとされており、ウイズコロナに向けた動きが加速しております。一方、ワクチン接種は継続される見込みであり、希望される皆様に円滑な接種が進められるよう、引き続き県や町医師会との緊密な連携を図ってまいります。今月13日からはマスク着用ルールも緩和されます。換気などの基本的な感染対策の徹底を図りながら、国や県と歩調をあわせ、ウイズコロナからアフターコロナを見据えた取組を進めてまいります。

次に、インフラ施設の改修についてであります。公共下水道事業につきましては、来年度にみどりヶ丘団地周辺及び町営中富団地周辺の区域について、県の事業認可を取得する計画としており、早期に整備できるよう進めております。

また、藍住町道排水路等維持補修業務及び土砂仮置場維持管理業務については、現在の業務委託契約が今年度末に満了するため広く公募を行った結果、2事業者からの応募がありました。選定委員会で審査した結果、藍住町建設業協同組合を優先交渉権者に決定し、契約に向けて協議を進めているところであります。町民の皆様生活に密着した道路や排水路の維持管理をはじめ、災害時や緊急時にも適正、迅速に機能復旧が図れるよう努めてまいります。

次に、行財政改革についてであります。税制改正により来年度課税分から、地方税統一QRコードを活用した納付が始まります。これにより事務負担の軽減が図られるとともに、これまで利用可能だった金融機関に加え、全国の地方税統一QRコードに対応した金融機関での納付が可能となることから、納税者の利便性の向上が図られることとなります。

また、来年度は、令和2年3月に策定した藍住町行財政改革基本計画2020の中間見直しの年に当たります。社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに合わせた質の高い行政サービスを継続的に実施できるよう必要な見直しを行い、効率的、効果的な事務事業の執行や財源の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、コロナ禍前の日常を取り戻す動きが広がっておりますが、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や、資源価格の高騰、急激な円安などにより、依然として先行きの不透明感は拭えない状況にあります。本町においては、これまで発展を支えてきた人口増加に陰りが見えはじめており、厳しい財政運営を迎えることが想定されます。このため、町の将来像を展望し、今、実施しておかなければならない事業に取り組むことで、持続可能な行財政運営につなげてまいります。そして、これまで以上に町民の皆様に関心され信頼される役場づくりに努めます。私は、あらゆる世代の皆様に関心され、藍住町に住んで良かった、住み続けたいと思っただけで済ませることが、何より重要であると考えております。今後とも、その思いを具現化させるため、積極果敢に未来への挑戦を続けてまいります。

以上、私の町政に臨む姿勢と重点施策の取組方針を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、所信表明といたします。

---

○議長（西川良夫君） 日程第4、議第1号「令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第34、議第31号「町道の路線変更について」までの31議案及び日程第35、報告第1号「令和5年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長からの提案理由の説明を求められましたので、これより本日提案いたしました議案のうち主なものについて、提案理由を申し上げます。

議第1号「令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、歳入歳出とも9,000万円増額し、予算総額を144億1,500万円とするものであります。補正内容は歳出では民生費で子育て応援給付金事業として6,872万2,000円、公債費で2,000万円それぞれ増額いたします。歳入では地方交付税2,990万円、国庫補助金4,859万5,000円、県補助金1,150万5,000円それぞれ増額いたします。



議第2号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億600万円減額し予算総額を143億900万円とするものであります。補正内容は国の補正予算に対応した経費を計上したほか、年度末が近いことから実績見込みにより歳入歳出の増減やこれに伴い調整を行っております。補正の主な項目は、民生費で非課税世帯価格高騰支援給付金及び高齢者移動支援事業の減額、障がい者総合支援費増額で3,023万8,000円増額。衛生費で一般予防接種委託料及び合併浄化槽補助金で6,675万7,000円減額。農林水産業費で青年就農給付事業で1,531万円減額。商工費で商品券事業で900万円増額。教育費で北小学校屋外トイレ工事及び図書館空調更新工事で2,986万円減額。諸支出金で町有財産購入費2,411万2,000円減額であります。歳入の主な補正では、町税1億6,800万円、法人事業税交付金3,000万円、地方消費税交付金1億4,000万円、地方交付税1億1,333万2,000円、繰越金1億2,006万1,000円それぞれ増額、繰入金6億6,357万8,000円、町債1,430万それぞれ減額であります。

なお、繰越明許費として、事業の進捗状況にもよりますが、現時点で11件の事業、総額で約1億8,000万円を令和5年度に繰り越す予定にしております。

議第3号から議第7号は特別会計において、実績見込みにより所要の補正を行うものであります。

議第8号「令和5年度藍住町一般会計予算について」は、前年度当初より7億7,000万円の減額となり予算総額を123億円とするものであります。歳出の主な項目は、総務費では、総務管理費で、公共施設再生可能エネルギー設備導入事業、世代間交流施設整備事業合わせて約3億円増額。民生費では、障がい者福祉給付費、後期高齢者医療事業費合わせて約1億3,000万円増額。衛生費では、一般廃棄物焼却施設大規模改修事業しゅん工により約12億円減額。農林水産業費では、地籍調査事業費で約2,000万円増額。土木費では道路簡易舗装費で約1,000万円増額。消防費では常備消防費で約1,000万円減額。教育費では教育総務費の学校教育施設維持管理費、学校教育ICT環境整備事業しゅん工により約2億円の減額、幼稚園費で約6,000万円の増額。社会教育費の図書館トイレ改修工事約2,000万円増額。文化費の藍資料館整備事業しゅん工により約4,000万円減額。公債費では償還金で約6,000万円増額となっております。歳入の主な項目は、町税で約4,000万円、法人事業税交付金2,000万円、地方消費

税交付金1億2,000万円、国庫支出金約1億9,000万円、県支出金約3,000万円、繰入金約4,000万1,000円をそれぞれ増額し町債で約13億円減額となっております。

議第9号「令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について」は、前年度と比較して5,674万3,000円の減額で35億860万円とするものであります。

議第10号「令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について」は、前年度と比較して7,619万3,000円の増額となり30億1,233万円とするものであります。

議第11号「令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について」は、前年度と比較して80万円の増額で予算総額を1,120万円とするものです。

議第12号「令和5年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について」は、前年度と比較して2,919万3,000円の増額で、予算総額を4億5,119万3,000円とするものです。

議第13号「令和5年度藍住町下水道事業会計予算について」は、収益的収入では3億7,100万5,000円、収益的支出では3億5,787万5,000円、資本的収入では2億2,347万6,000円、資本的支出では3億1,330万円とするものであります。

議第14号「令和5年度藍住町水道事業会計予算について」は、収益的収入では5億3,145万3,000円、収益的支出では5億1,895万1,000円、資本的収入では502万円、資本的支出では2億9,435万円とするものであります。

議第15号「藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議第16号「藍住町水防団に関する条例の一部改正について」は、非常勤消防団員の報酬等の基準改正に基づき処遇改善を実施し、水防団員が水災等の職務に従事する場合における費用弁償を改めるものであります。

議第17号「藍住町税条例の一部改正について」は、町税の減免申請の提出期限を緩和することにより減免申請者の利便性の向上を図るものであります。

議第18号「藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部改正について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであり

ます。

議第 19 号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、国民健康保険税の賦課方式のうち資産割について令和 6 年度の廃止に向けて段階的に縮小するため税率を改正するものであります。

議第 20 号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、国の基準に応じた内容に改正するものであります。

議第 21 号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、国の基準に応じた内容に改正するものであります。

議第 22 号「藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、国の基準に応じた内容に改正するものであります。

議第 23 号「藍住町国民健康保険条例の一部改正について」は、出産育児一時金等が全国一律に引き上げられることを踏まえ改正するものであります。

議第 24 号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、介護保険料の減免申請の提出期限を緩和することにより減免申請者の利便性の向上を図るとともに、字句等の修正を行うため改正するものであります。

議第 25 号「藍住町工場設置奨励条例の一部改正について」は、工場を新設または増設しようとする者に対して、これまで賦課されるべき固定資産税相当の奨励金を交付していたものから、固定資産税を課税免除する規定へと改正するものであります。

議第 26 号「藍住町工場立地法地域準則条例の一部改正について」は、工場立地法地域準則で規定する区域の範囲を全町に改めるものであります。

議第 27 号「藍住町情報公開条例の全部改正について」は、個人情報保護法の改正に伴い、同法の施行に関し所要の改正を行うものであります。

議第 28 号「藍住町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、個人情報保護法の改正に伴い地方公共団体の執行機関には新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなりますが、議会は法改正の適用対象外とされており、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため条例を制定

するものであります。

議第29号「藍住町個人情報保護法施行条例の制定について」は、全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正を図る目的から、個人情報保護法の改正が行われ現行の藍住町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法の規定により条例で規定すべき事項及び本町固有で規定が必要な事項について条例を制定するものであります。

議第30号「町道の路線認定について」及び議第31号「町道の路線変更について」は、1路線の認定、1路線の変更をお願いするものであります。

以上、本日、提案いたしました議案のうち主なものについて、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定あるいは町道の認定など行政運営に係るもの、住民生活に直結したものであります。何とぞ十分、御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます。

また、これらの議案のほか報告案件として藍住町土地開発公社の令和5年度事業計画を添付し報告をさせていただいております。後ほど御覧をいただき、一層の御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

---

○議長（西川良夫君） ただいま議題となっております議第1号から議第31号まで提案理由の説明がありました。上程されております31議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております31議案は、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会に付託して、十分審査をしていただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第1号から議第31号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため3月7日から3月13日までの7日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月13日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、3月14日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会いたします。

午前10時34分散会

---

令和5年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和5年3月14日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝                      主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
社会教育課長	近藤 孝公
生活環境課長	橋本 清臣

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

15 番議員	米本 義博
11 番議員	林 茂

1 番議員 前田 晃良  
4 番議員 永浜 浩幸  
10 番議員 小川 幸英

令和5年藍住町議会第1回定例会会議録

3月14日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに15番議員、米本義博君の一般質問を許可いたします。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。私からは、昨年12月、今年2月と続けて発覚した不祥事について伺います。

まずは、この事件に町議会議員が関与していたことについて、同じ議員の1人として町民の皆様に深くおわび申し上げます。いずれの事件についても、まだ裁判が始まっておらず真相究明が待たれるところではありますが、報道によれば平石前副議長は大麻密売グループのリーダーと知り合いであったこと、また、給食食材を納入する食肉業者とも親しい間柄であったようであります。そして、捜査情報や見積りに関する情報を聞き出すため、元会計年度任用職員や副町長に働きかけて、副議長の立場を利用して違法行為を促し、その情報を金銭に変えるという悪質極まりない行為であります。私は議会としても町民の皆さんの信頼回復に向けて、理事者側と一緒に取り組まなければならないとの思いから、いくつか質問させていただきます。

初めに、どうしても避けられないのが、高橋町長の任命責任についてであります。高橋町長はこれまでも、副町長の任命責任は私にあると、自らの非を認めた潔い良



い発言をされており、開会日には再発防止に向けた前向きな所信表明がありました  
が、自らの処分をどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 米本議員から、奥田元副町長の任命責任として、私自身の  
処分をどう考えているのかとの御質問をいただいております。

これまで幾度となくお話しておりますが、奥田元副町長を任命したのは私であり、  
任命責任は私にあります。また、職員の不祥事に関しても、管理監督責任を有する  
立場として、その責任を負わなければならないと考えております。こうした不祥事  
が発生した場合、私には2つの責任の取り方があると考えております。

1つ目は、事件を検証し、こうした不祥事を二度と繰り返さない、再発防止に向  
けた取組であります。今年1月には、不祥事の再発防止・根絶を図るため、私をト  
ップとするコンプライアンス対策検討会議を立ち上げ、検討を重ねております。昨  
年の12月の不祥事に関しては、事務処理の改善・見直しなどの検討結果について、  
マスコミやホームページを通じて、公表し、役場内各所属において再発防止に向  
けた取組が進められております。また、先月の不祥事についても、現在、検証を進め  
ているところであります。

2つ目の責任の取り方は、米本議員の御質問のとおり、奥田元副町長の任命責任  
及び事件内容を踏まえた自らの処分についてであります。しかしながら、現時点で  
は、警察や検察による捜査が進められており、いまだ公判も始まっておりません。  
当然ながら起訴内容や犯行に至った経緯なども分からない状況にあります。このた  
め、私の処分量定や時期などについて、弁護士と相談を重ねておりますが、弁護  
士からは初公判において、奥田元副町長の事件への関わりや、事件内容が明らかにな  
った段階で処分を行うべきではないかとの助言をいただいているところでありま  
す。私としても、今回の不祥事に関して、任命責任に基づき、自らを処分すべきは  
当然のことと考えております。初公判後、速やかに自らに処分を科したいと考  
えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今回の不祥事では、町民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をお掛けしており、改  
めて深くおわび申し上げます。私自身、職員の先頭に立って信頼回復に取り組んで  
まいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

● 15番議員（米本義博君） 事件に一定の区切りがついて、真相が明らかになった段階で自らの処分を行うとのことであり、当然のことかと思えます。私たち議員も、全会一致で副町長の選任に同意した責任があります。今回の事件を重く受け止めております。また、議会は理事者側の事務執行に関して、監視機能を有しておりますが、これが十分に機能していなかったのではないかと考えており、議会の有する権能を有効に行使するにはどうすれば良いか検討してまいります。

次に、高橋町長の就任以降、不祥事が立て続けに発覚しており町民からは役場内の服務規律やコンプライアンスへの姿勢に緩みがあるのではないかといわれております。こうした批判を受け、町として今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 米本議員から、不祥事の原因及び再発防止に関して、御質問をいただいております。

この度の不祥事を受け、職員の先頭に立って、再発防止に取り組むため、私をトップとするコンプライアンス対策検討会議を設置し、事件の検証を行い、問題点を洗い出し、事務処理の改善・見直しだけに留まらず、組織的な面からも検討を行っております。昨年12月に発生した不祥事については既に検証を終え、再発防止策を取りまとめ、町ホームページやマスコミにより公表したところであります。この不祥事の原因としては、郵便物の開封事務が一人に集中していたこと、長期間にわたり同じ所属で勤務していたこと、法令遵守に対する意識が低かったこと等であるとの結論に至り、これらへの対策を検討するとともに、さらなる情報管理を徹底する観点から、漏えいにつながる恐れのある書類保管などにも着目し、一步踏み込んだ対策を取りまとめたところであります。具体的には、事務処理に関する改善策として、管理職自らが捜査機関からの照会文書を開封すること、秘匿性の高い文書は必要最低限の者で決裁すること、決裁後の文書は鍵付きのキャビネットで保管することなどを掲げております。

また、組織面での改善策として、会計年度任用職員も人事異動の対象とすること、会計年度任用職員の任用時期の統一を図ることとしており、さらには、職員研修制度の充実策として、各所属ごとに少人数での参加型研修を実施し、コンプライアン

ス意識の向上を図ることといたしました。こうした改善策については、各所属において速やかに取組が進められているところであります。

また、先月の不祥事に関しても、できるだけ早く対策を講じるべきであるとの思いから、コンプライアンス対策検討会議において再発防止に向けた議論を既に開始しております。

事件は捜査中であり、いまだ不明な点があることから、当面の対策として見積り合わせの際には、見積書を鍵付きのボックスで保管するとともに、開札には事業者や他の所属の職員の立会いなどを求めることとしております。

昨年12月の事件と同様に、今回の事件も、当時の副議長が関与しております。また、特別職である副町長が関わっていたことから、組織上の課題があると考えており、検証を進めるとともに対策を検討しているところであります。具体的には、2つの事件に共通する、議員から働きかけられる違法、不当な行為への対応、上司や同僚の違法、不当な行為が疑われる場合の通報制度の在り方等について議論を行っております。今後も引き続き、不祥事の発生防止、根絶に向けて、精力的に検証、検討を進め、町民の皆様の信頼回復が図られるよう全力で取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君起立〕

●15番議員（米本義博君） 再問いたします。既に町においては今回の不祥事を受け、再発防止を図るためにコンプライアンス対策検討会議を設置しているとのことですが、この会議の議論の中で我々議員に対して何らかの要望や提案があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） 米本議員から、議員に対する要望や提案について、再問をいただきました。我々理事者側から議会へ要望、提案する機会をいただいたことにお礼を申し上げます。失礼な発言があるかも分かりませんが御容赦いただきたいと思っております。

この度の2つの不祥事につきましては、当時の副議長が関与していたものであります。報道によると、昨年12月の事件では、知人であった大麻密売グループのリーダーに捜査情報が入手できると持ちかけ、元会計年度任用職員から得た情報を漏

えいしたとされており、先月の事件でも食肉業者とは親密な関係にあり、副町長に情報漏えいを迫ったとされております。町を代表する議員から違法、不当な行為を求められた場合どうすれば良いのか、現在、設置している検討会議の中でも議論となっているところであります。

また、検討会議において、過去に議員から違法な行為を促されたことがあるのか聞き取りを行った結果、本会議場での発言ではありますが、町民の皆様の個人情報に関し、不正な取扱いを求められる場面があったとのことであります。本会議場での発言でありますので、この後、その議員の一般質問において、法令遵守の意識や個人情報に関する認識などについて、ぜひお話をお伺いできればと考えているところであります。

現在、検討会議では、議員から違法、不当な行為を働きかけられた場合には文書にして残すことを検討しておりますが、これは我々理事者サイドから議会を牽制するためのものでありまして、私としては、こうした制度を検討しなければならないこと自体が残念でなりません。議会には、政治倫理条例が定められております。これに従い、それぞれの議員が活動していただければ、違法、不当な働きかけ自体がなくなるのではないかと考えているからです。この条例は、平成19年に制定され、既に10年以上が経過し、形骸化しているのではないかと懸念しております。条例第2条第1項には、すべての議員は、町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならないとされております。我々理事者におきましても、町民の皆様の信頼回復に取り組んでおります。議会として、今一度、政治倫理条例に定められた議員の責務や政治倫理基準などを確認していただき、町民からの信託を受けた議員として、高い倫理意識に基づき活動することを徹底いただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） やはりこの事件に関しては、議会として真摯に受け止め、再発防止に取り組んでいかなければならないと思います。

次の質問へ移ります。今回の学校給食用の食肉納入業者選定をめぐる事件には、不可解な点があります。これは副町長がどのようにしてほかの事業者の見積額を把握したのかということでもあります。まだ公判が始まっておりませんので、町として答弁できることも限られているとは思いますが、できる範囲で答弁をお願いいたし

たいと思います。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 見積額の情報漏えいに関することにつきまして、お答えいたします。奥田元副町長がどのようにして他の事業者の見積額を把握したのか、今回の事件を検証する上で、極めて重要な点であると認識しておりますが、その点は捜査関係事項でありますので、現時点では、何かを申し上げることはできません。現在も、警察や検察による捜査は続いており、捜査に影響を及ぼす可能性がある調査等を行わないなど慎重な対応が求められます。

私どもとしてできることは、何よりもあらゆる懸念を払拭し、公正性と透明性を確保した上で、今後の事務事業に臨まなければならないものと存知しており、当面の対策として、本年3月分の見積り合わせで対策を講じております。具体的には、まず、事業者には見積書を封筒に入れて封緘、封印し、持参の際には受付簿に署名及び提出日時を記入していただきます。そして、選挙の投票箱を使用した入札箱に投函していただきます。最初に投函した事業者の方には、箱の空虚と施錠を確認していただき、入札箱の鍵を入れた封筒を封印して、開札までの間、総務企画課で保管します。さらに、入札箱は、担当部署の管理職が鍵を管理するキャビネットで保管します。開札においては、総務企画課職員の立会いに加え、事業者の立会いも可能としております。これらは、現状での最善策と考えておりますが、今後も入念な精査を繰り返す中で、必要な改善に対応してまいり所存です。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） それでは次に、落札結果に不審な点はなかったのかお伺いいたします。この学校給食用の食材納入業者の選定に関しては、毎月の見積結果が高橋町長まで決裁されています。逮捕された食肉業者の落札率は年々高まっていたようですが、このことについてどのように感じていたのかお伺いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 毎月の見積結果を見て、業者の偏りに違和感を感じなかったのかとの御質問をいただきました。

本町は、県内の町の中でも最も人口が多く、一部の市をも上回っている状況にあります。また、現在でも緩やかに人口増加は続いており、それに伴う多くの事務事業を抱えております。私のところにも、毎日多くの決裁文書が回覧されており、多い日では200件近くの決裁を行う場合もあります。この中で、事業の許認可や条例の改正など、私の判断を伴うものについては、担当課長や事務担当者からの説明を求め、時間を掛けて熟慮し決裁を行うこととしております。一方で、会議結果の報告や、見積り合わせの結果などについては、その事実を確認し決裁を行っているものであり、当然のことながら、事務手続が適正に行われていることを前提としております。特定の事業者の落札率が高い場合でも、その結果に意見したり、介入することは、町長として適当ではないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） 最後に、町からは公共的な業務として各種の工事や物品が発注されていますが、できるだけ町内業者を優先していただくことを強く要望しておきたいと思っております。今回は、見積価格を漏えいし、町外業者の受注を促すこととなったのが非常に残念でなりません。安く品物が納入されれば何をしてもいいというわけではありません。町内業者の受注に関してどのように考えているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町の公共的な工事や物品を発注する際の業者の選定の考え方について、御質問をいただきました。

本町における工事及び物品の買入れ等の発注につきましては、これまでも原則として、町内業者を優先してまいりました。また、これからも、その考え方には変わりがないことを、まずお伝えしたいと思います。

しかしながら、発注内容によっては、町内業者だけでは対応が難しいものもあります。例えば、舗装工事を発注する場合には、町内に舗装工事を専門としている業者はいないことから、町外業者と契約せざるを得ないこととなります。

また、給食用食肉を取り扱う事業者についても、町内で実店舗を構え、日々店頭で販売を行っている業者は現在、1店舗もないものと認識しております。自治体に

おける公共調達においては、地方自治法が求めている機会均等、公正性、透明性、価格の有利性を満足しながら地域内の中小企業の受注の確保に努める、この両方のバランスが肝要であると考えております。

発注先を過度に限定した場合には、独占禁止法上問題となる可能性もあるようですが、冒頭申し上げたとおり、町内業者優先という考え方に軸足を置いた上で、各種法令の規定に照らし、適切な発注に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） ある報道では、奥田元副町長は高橋町長に近い議員に便宜を図ったのではないかとされていますが、私は便宜を図ったとは考えられませんし、この議論は議会としての責任を回避するものであるとしか思えません。そもそも、不正な働きかけを行うこと自体が議員活動にあるまじき行為であり、元副町長は元副議長からの執ような要望を断り切れなかったとされています。議員倫理条例の第4条の政治倫理基準には、議員は町の職員等の公正な職務執行を妨げ、又は町職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこととされており、役場に勤める職員の皆さんにとって、議員の力がどれほど強いものか、改めて我々が反省し、再認識する必要があるのではないのでしょうか。前副議長の不正を棚に上げ、議会としての責任も考えずに、理事者側と議論しても議会は何も変わりません。議会にも不正に立ち向かう強い意志が必要です。私は議員の1人として、理事者側とともに町民の信頼回復に取り組んでいくことを強く決意し、全ての質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午前10時28分小休

午前10時29分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可がありましたので、一般質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は明確な答弁をお願いをいたします。

1点目であります。藍住町の官製談合について質問をいたします。学校給食の食肉調達をめぐる官製談合事件で元副議長と副町長が逮捕され、町と議会への批判が強まっています。昨年12月には町職員の情報漏えいが発覚したにも関わらず、高橋町長からは十分な説明はなく、どのように責任をとるのかも明確にできていません。藍住町の官製談合事件は全国に知れわたり、町民の皆さんは恥ずかしいと言っています。徳島新聞は2月の14日から連日この事件を詳しく報道しています。この間、徳島新聞が大きく発表してまいりました。ここにも、漏えい再び、町民怒り、腹心の関与、町長は謝罪とか、このような大きな見出しで報道されてまいりました。非常に恥ずかしい思いがあります。それで、徳島新聞の2月の14日から今申しましたように詳しく発表しています。2月の18日付けですが、行政や議会の責任が問われていると指摘されています。これはこの点では、私は議会の一員として責任を大きく感じています。この発言は鳴門教育大学の山本準名誉教授の発言であります。情報漏えいが立て続けに起きるのは内部構造や組織に問題があるといわざるを得ない。行政や議会もなぜ問題が起きたのかを検証し、その上で責任をとらないといけないと厳しく指摘をしているわけです。私はなぜ問題が起きたのかを検証する、町として徹底した内部調査が必要だと思います。職員が入札談合等に関与した場合のリスクは関与した職員個人の問題だけに留まりません。発注機関の組織全体の問題として原因の究明や再発防止策の策定等といった対応が必要となります。町の信頼回復をするために真摯な取組が求められているわけです。このような思いから、いくつか次の点について質問をいたします。

まず1点目であります。高橋町長は副町長の任命責任があるので、自ら責任をとることをまず強く求めます。なぜなら、2月の14日に開かれた、議会全員協議会では小川議員と私が町長の責任問題で問うたところ、高橋町長は、私の処分ではありますが、今のところ進退についてはまだ考えているところではない。処分については、これからの裁判結果や捜査状況を見ながら判断してまいりたい。このように答弁をいたしました。全員協議会から、はや1か月がたちました。事件の全容も徳島新聞でも詳しく解明されてまいりました。ほれだけ町政を混乱させた点で、やはり責任をとるべきだと思います。高橋町長と奥田副町長は一心同体の関係がありました。町長選挙の件です。町長選挙では奥田副町長が町長と一緒に各家庭訪問をしたと、あちこちから聞いています。奥田副町長は町長再選の大きな役割を果たしました。町行政の運営でも片腕としていわれていました。このことから、町長の責任



は重大だというふうに思います。この点で答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 任命責任に関して御質問をいただいております。この質問は米本議員からもいただいております、お答えしたとおりであります。現時点においては、こうした不祥事を二度と繰り返さない、再発防止に向けた取組を、職員の先頭に立って進めており、町政を預かるものとして、今回の不祥事に対する責任を果たしてまいりたいと考えております。そして、奥田元副町長の任命責任及び事件内容を踏まえた自らの処分については、その処分量定や時期などについて、弁護士と相談を重ねており、弁護士からは初公判において、奥田元副町長の事件への関わりや、事件内容が明らかになった段階で処分を行うべきではないかとのアドバイスをいただいているところであります。私としても、今回の不祥事に関して、任命責任に基づき自らを処分すべきは当然のことと考えております。初公判後、速やかに自らに処分を科したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。現在ではですね、自らの処分については考えていないと、このような答弁でありました。

〔高橋町長、「いや、違います。進退ね。」との声あり〕

●11番議員（林茂君） えっ。

〔高橋町長、「進退の話でしょ、それは。辞めるとか辞めないとか、そういうところまでについては考えてないという意味で、私、言いました。」との声あり〕

●11番議員（林茂君） そういうことですね。

〔高橋町長、「はい。そのほかの自分に対する処分っていうのは、当然それは考えております。」との声あり〕

●11番議員（林茂君） そういうことであります。で、町民の皆さんはですね。やはり、町政の責任者としてどうですね、自らの処分を考えているのかということ。を当然、皆知りたいんですよ。公判を待ってとか、弁護士と相談をしてとかいうんは少し、逃れているんでないかと、このように思います。それでは続けていきます。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは2点目いきます。町長や教育長、他の職員が気づかなかったのも問われているわけです。で、奥田副町長が入札価格を知ったことで町長、教育長、教育委員会の職員が無関係であるというのが不思議でなりません。この点でやはり連帯した責任があるんでないかと、この点を強く思うところです。答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 林議員さんのほうから、情報漏えいに気がつかなかったのかという御質問がありました。残念ながら、決裁文書だけから気づくことはできなかったというのが実状であります。しかしながら、本件に関しましては、私は教育委員会の責任者としての責任があるものと認識をしております。全容が明らかになった時点で責任の取り方を検討いたしますけれども、基本的には町の判断に委ねるべきものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、次の質問に移ります。3点目です。全ての公務員というのは全体の奉仕者でありですね、一部の奉仕者であってはなりません。で、これはですね、藍住町の職員のサービスの宣誓に関する条例、その中でも明記されています。役場に就職するときには必ず、この宣誓書に署名、そして捺印をすると、そういう決まりがあるわけです。このことからですね、もうひとつ重要なのは、公務員の給与というんは税金から支払いされています。もちろん議員も同じです。徳島新聞の報道の中の怒りも、このことがですね多く指摘されていました。高給な給与をとっているのに、どんな仕事をしてるんだと、こういう厳しい指摘がありました。町職員も議員も同じ立場で町民の皆さんの暮らしをどのように守っていくかということが大切でないだろうか、このように思います。ここに大きな役目がありますから、今回の事件というのは特定の議員との癒着で行政の執行がゆがめられたと、ここに大きな問題があるわけです。なぜですね、特定の議員の要求を聞かざるを得なかったのか、私は不思議でなりません。で、町は何か弱みを握られているのではないのか、そんな話も多くの町民の皆さんから聞きました。この点で答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、林議員さんの御質問に御答弁させていただきます。まず、すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとは日本国憲法第15条第2号において定められているものであります。また、地方公務員法第30条、サービスの根本基準においては、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされております。このような職員倫理的自覚を促すことを目的に、サービスの宣誓をしなければならないと地方公務員法31条で定められております。本町においても、職員のサービスの宣誓に関する条例で規定されており、新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされております。

サービスの宣誓の具体的な内容を申し上げますと、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますとしております。全ての職員が採用時に宣誓書に署名を実施してから、執務を行っているところであり、職員の倫理的自覚を促しているものであります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 答弁は全くそのとおりだと思います。そこで私が問題にしているのはですね、そのような立場でありながら、なぜ特定の議員の要求をね、聞かざるを得なかったのか。ここが不思議でなりません。このことを私は聞いているんです。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） その件につきましては、これも当事者でないと分からないと思います。私もなぜこういうことを聞き入れたのか、そこは本当にもう不思議で仕方がないところです。以上です。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは4点目です。談合に公務員が関与した場合は、独占禁止法とか談合罪ではなく、官製談合防止法が適用されます。このことではですね、町などは捜査を行い、結果や対応策を公表するほか、必要に応じて職員への損害賠償、これ第4条です。請求や職員の懲戒処分を行うことが必要です。発注機関が行った賠償責任の有無などの調査の結果については、公表しなければならない。このように決まっているわけです。で、全員協議会で私は、本来、締切り前に漏れてはいけない見積書の内容がなぜ漏れたのかをたどした。それに対し、原因を解明していくと答弁をしています。あれから1か月たちました。この調査結果について答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 林議員から、官製談合防止法に基づき、調査結果の公表や必要に応じて職員への損害賠償請求や懲戒処分を行うべきではないかとの御質問をいただいております。まず、この質問が先だろうということでお答えをさせていただきたいと思います。官製談合防止法は、正式な名称を入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律といいます。国や地方公共団体等の職員が関与する談合を防止するため、平成14年7月に成立、その後、平成18年12月に改正され、翌年19年3月に施行をされております。法律の名称からもお分かりいただけるように、入札談合等関与行為の排除及び防止、それとですね、職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰の2つが法律の中に示されているところです。そもそも制定された背景は、独占禁止法では、談合に関与した事業者を処分することは可能ですが、発注機関側である国や地方公共団体等に対しては、行政上の措置を講じることができなかったことから、議員立法により成立したものであります。このため、同法では、事業者の独占禁止法違反を認定した上で、その行為に発注機関側の職員が関与していた場合を、入札談合等関与行為と定義し、この入札談合等関与行為に当たる場合には、議員お話のとおり、発注機関である国や地方公共団体等には、公正取引委員会から改善措置要求が発せられることとなります。また、その改善命令に基づき、発注機関自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善を行い、その結果を公表するとともに、同委員

会にも結果を通知しなければならないとされているほか、先ほど御指摘がありました職員に対する損害賠償請求や懲戒処分の公表についても、入札談合等関与行為があったことを前提に適用されるものであります。しかしながら、現時点におきまして、食肉事業者は独占禁止法違反には問われておらず、元副町長の行為は、入札談合等関与行為には該当しないものと思慮されます。元副町長の行為は、入札等の公正を害すべき行為として、同法第8条において、官製談合の防止、排除の徹底を図るため、入札等の公正を害すべき行為を行った職員の職務違背性、非違性に着目して、刑事罰が科されるものであります。このため、林議員の法解釈は、少なくとも、現時点では適当ではないと考えております。

本町といたしましては、町長をトップに設置しておりますコンプライアンス対策検討会議におきまして、これまでも不祥事の再発防止、根絶に向けて議論を進めてきたところであり、引き続き取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） やはり徹底して不祥事を防止をするためには、原因を解明していただくと、このことを強く求めておきます。それでは続けて。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、5点目に移ります。役場の職員には守秘義務があるということを徹底をしていただきたいと。このことを機会に、発言をいたします。公務員には国家公務員法や地方公務員法の規定によって職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならないという、守秘義務が課せられていますので、やはりこの点、徹底すべきであるというふうに思います。これからマイナンバーカードの普及等があります。この点でも全国各地で漏えい問題が厳しく指摘をされています。その点で特にですね、情報漏えい等を厳しく、やっぱり職員に徹底していただくと、このことを申します。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、林議員の質問の守秘義務について、御答弁させていただきます。守秘義務については、地方公務員法第34条で秘密を守る

義務で定義されており、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とすると定められております。また、正当な理由なく職務上の秘密を漏らした場合は、地方公務員法第60条により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると罰則が定められています。行政機関は非常に多くの情報を扱っており、職員が情報を漏らしてしまえば、大きな不利益を被る個人や企業等があり、信頼される行政とはいえません。また、行政の運営も困難になってくることが想定されることから、当然のことながら、職務上知り得た秘密は漏らしてはならないものであると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 答弁は全くそのとおりです。この点です、不祥事の原因を作らないような、そういうですね、指導、そして監督、管理が必要だということをおっしゃいます。それでは続けて。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、その次の問題です。藍住町議会です、副町長を1人制にするという条例提案が2019年の12月議会で可決をしました。この件で少し。条例提案の趣旨はですね。副町長2人制で年間1,000万円も余分の財政支出があると、必要とすると。徳島県内の他の市町村では多くは副町長1人体制であり、住民感覚、簡素で効率的な組織体制をですね、執行体制を実現するためにも副町長を1人にするということで、正規職員を増やすこととか臨時職員、4割、今占めています。財政はこここのところにですね、賃金引き上げとかに財政を使う。そして、さらなる行財政改革を推進する。こういう改正の条例案が議会で可決されました。ですけど、高橋町長が拒否権を発動して、この再議を行ったわけです。ここでですね、今回、この副町長が、再議が行った結果、裏目に出たんでないかと、こう思うんです。そこら辺の見解、町長どんなふう。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 副町長の削減を求める動議に関しましては、副町長の定数を減らし、その財源で正規職員の増員や、臨時職員の賃金の引き上げ、簡素で効率的な組織執行体制の構築を求めるものであったと記憶しておりますが、私の見解につきましては、再議の際にも申し上げたとおり、いささか変更はございません。本

町の正規職員については、藍住町定員適正化計画に基づき、民間活力の導入等の行政改革を踏まえて採用配置を行っておりますが、副町長の定数については議員の定数とは異なり、指揮命令系統という組織全体の体制から判断すべきものであります。もとより、決裁権を持つ特別職と一般職員の業務は同列に論じられるものではなく、副町長の定数を正規職員の人数や臨時職員の賃金の代替財源と関連させて議論することは、全く意味をなさないことであります。例えば、県内の市では、人口の多寡にかかわらず、副市長と課長の上に部長級等を設置しており、また、近隣町におきましては、副町長は1人としているものの副町長と課長の上に参事や部長の職を設置しております。一方、本町はこのような参事や部長を設けず、副町長が直接課長を指揮する極めて簡素な体制をとりながら、町としては四国で最も多い人口を擁し、事務量が膨大になる点を鑑みて、副町長を2人として事務所管を分ける体制としておりました。先月の元副町長の逮捕以降、副町長1名で役場内の全ての事務事業を所管しておりますが、早い日には定時の約1時間以上前から出勤し、夜遅くまで勤務しております。また、土日もいずれかは出勤しており、いつまでもこの体制で事務事業が進められるとは考えておりません。何かあれば、町民の皆様への補助金や給付金の支払い、許認可などの事務事業の停滞を招き、住民生活に大きな支障を来すおそれがあります。ましてや、動議により副町長が1名体制となっておれば、町政はさらに混迷を極めていたのではないかと考えており、現在の状況からすれば、再議に付したことが正しかったと改めて感じているところであります。

しかしながら、今回の不祥事を踏まえると、直ちに、新たな副町長の人選に着手するのではなく、事件の真相解明や検証、再発防止策の検討を進め、慎重に慎重を期して人選する必要があると考えております。このため、新年度に向けて、どのような組織体制で事務事業に臨むのが最も適当か、今、熟慮を重ねているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 藍住町には優秀な課長の皆さんがおいでます。ですから、その点で執行体制は、私は万全な体制になっていると、このように思っています。

それでは、続けて質問いたします。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 最後の質問ですが、給食用の食肉の調達に関してです。

この現在今、随意契約なんですけど、競争入札に切替えたかどうかと、このように思います。この点で答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 学校給食用の食肉の調達方法に関することにつきまして、お答えいたします。契約に係る公正性、競争性を確保するためには、競争入札の方法をとるべきもので、随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識しておりますが、契約の内容、性質、目的のほか、経済的合理性や緊急性などを客観的、総合的に、かつ慎重に判断することで、公正性と経済性を確保した随意契約による方法が適当な場合があるものと了知しており、諸要件が地方自治法施行令等で規定されています。本町における食肉購入の場合、事前に予定した総量の契約とする場合には、指名競争入札等の実施が適当となりますが、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等による学級閉鎖や学年閉鎖等が生じても、不要となる食材を購入することとなりますので、係る事態に柔軟に対応するため、食肉の種類ごとの単価契約を取り決め、実際の納品量に応じた金額を支出する方式をとっています。このような、基本的条件である単価を定めるための随意契約ではありますが、指名競争入札に極めて近い競争性のある方式であり、事業者においても、いわゆる見積競争入札として認識されているところです。

また、指名業者の選定につきましては、競争性を確保するため、指名願が提出され、食肉使用当日の早朝に納品が可能な事業者を選択した上で、できる限り多くの事業者を指名しております。本町の方式は、無駄な支出や食品ロスがなく合理的であると考えていますが、指名競争入札で規定されている事業者の立会いによる開札についても、本年3月分購入に係る見積入札から事業者の立会いを可能としているほか、入札箱の導入や保管方法の改善など、公正性と透明性の確保と具現化に努めているところであり、今後も適切な対応を継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、学校給食費の問題について質問いたします。学校給食費は保護者負担についてですね、材料費と燃料費を負担をしてもらっていると、このように前回、答弁がありました。学校給食の実施に関わる経費の負担に



については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されています。このような中身ですね。食材料費は、保護者負担で内訳はパン、米飯、牛乳、おかずなどの代金で通常、学校給食費と定めています。水光熱費は設置者負担、内訳は調理、手洗い等に要する費用と定めています。こういう指針も出ていたわけですね。光熱費については、学校の設置者が負担することが望ましいと指針が出ています。これは昭和48年の6月ですね。文部省の体育局の指針です。燃料費は管理運営費に要する経費ですから、今、物価高騰で暮らしが大変ですから、せめて光熱費の負担は町が負担をする、このことを強く望みます。そして、光熱費を除外すると、保護者負担はいくらになりますか。その点でお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 学校給食費における保護者負担に関することにつきましてお答えいたします。議員御指摘の、光熱水費は学校設置者の負担とすることが望ましいとすることについては、昭和48年に文部省体育局から示された、学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針において確認できますが、拘束力があるものではありませんので市町村の判断となります。なお、同指針において、施設整備費等は保護者負担に転嫁することのないよう適正化が求められていることについては、学校給食法等で学校設置者の負担が規定されており、本町でも適法に運用をしているところです。光熱水費については、予算執行に係る歳出科目の一つですが、この解釈については、電気使用料金、水道使用料金等が該当するとされています。本町の給食施設で使用するエアコンや換気扇、食洗機等施設や設備に係る電気、水道の使用料金は、各学校全体の支払総額に含まれていますので、光熱水費は、学校設置者である町が負担していることとなります。一方、予算歳出科目に燃料費があり、炊事用等のプロパンガス、石油等が該当します。これらは、給食の原材料の調理に直接100パーセント使用しており、施設整備費等には一切当たりませんので、保護者の皆様に負担していただくことに問題はないものと考えており、また、このような運営は本町に限ったことではありません。燃料費は、年間1,000万円程度を支出していますが、原材料費と合わせた調理加工費の決算では、例年、保護者負担金を財源とする収入総額を数百万円上回る額を支出していることから、燃料費においても保護者負担の軽減が図られているものと考えております。

また、昭和48年の指針では、食材料の購入に当たっては、学校の実情に最も適

した方法で、良質かつ低廉な食材料を経済的かつ合理的に確保するよう努めることとされています。本町としまして、適正な事務事業の執行を遵守するとともに、限られた食材費の中で、子供たちの満足度を少しでも上げられるよう、引き続き、効率的かつ効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 給食費の問題では今まで議会で再三、取り上げてまいりました。この問題は少し見解が違いますので、また、次の機会に取り上げさせていただきたいと、このように思っています。それでは続けて。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 臨時交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組状況というのが2023年2月、徳島県の教育委員会の資料で明らかになりました。この資料を見ますとですね、町は負担軽減策はなしとなっているわけです。なぜですね、臨時交付金を使って、教育費の負担軽減策を講じなかったのか伺います。

なお、この資料はですね、共産党の山田県議からの提供でありました。少し、資料を見ていただくように。お手元のタブレットを御覧ください。3か月間、無償化したら5,700万円必要だというふうに12月議会で答弁がありました。今回この資料を見ていただいたら分かりますように、給食費の免除、かなりの町が行ってんですね。この実施時期を具体的に見てみますと9月からなんです。そうすると、去年の12月議会ですから、この問題を取り上げたときには検討の余地があったのではないかと、このように思います。なおですね、臨時交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減に使われなかったわけですから、その交付金はどこに使ったのか答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、林議員御質問の学校給食費についてのうち、臨時交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減に向けての取組について御答弁をさせていただきます。

本町において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した学

校給食費の負担軽減策は実施をしておりません。これまで、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の臨時休業や再開時に備え、新たな時代にふさわしい教育を実現するため、小中学校には臨時交付金事業を重点的に配分をしております。

国が進めるGIGAスクール構想に係る1人1台端末の実現のため、小中学校の児童生徒にタブレット端末等を約3,000台整備、オンライン授業や密を避けた分散授業を実施できる環境を整備するため、各教室及び特別教室に電子黒板等約100台の整備を実施しております。併せて、学校等の感染症予防対策に必要な消耗品、備品等の購入も実施しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた地域経済の活性化や高齢者や子育て世帯を含む全ての生活者支援につながる施策を展開しております。65歳以上の高齢者に3,000円の商品券を支給したシニアライフ応援事業、18歳以下の子供に対し3,000円の商品券を支給したすこやか子育て応援事業、5,000円分のプレミアムを付けたお得クーポン事業など様々な事業を組み合わせるとともに、国の給付金についても積極的に活用をしているところであります。

また、現在において、エネルギー、食料品を中心とした物価上昇を踏まえ、今月末までには、国において追加の対策を検討しているところでありますので、今後とも、この動向に注視してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 今あの答弁いただきました。結論から申しますと、学校給食費の保護者負担を軽減するためには使わずですね、他の事業にそのお金を使ったと、こういうことですね。ですけど、私が考えるのはこの間ですね、給食費の問題では、皆さん見ていただいたようにですね、鳴門市、勝浦町、佐那河内村、那賀町、板野町は給食費の免除しているわけですね。それから、阿南市は半額補助を実施をしているということで。ですから、この点ですね、やはり財政の支援の仕方も今後よく考えていただきたいと、このように思います。それでは、続けて質問します。時間がないので。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、最後の質問になります。生ごみの減量化についてであります。町ではですね、各家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化

を図るために家庭用の電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入、この2つに補助金を出しているわけです。それで私は、以前の議会です、食品廃棄物を焼却するときには、大量のCO<sub>2</sub>が発生するので、堆肥化することを提案をいたしました。学校施設に生ごみのね、処理機を導入をして、給食の調理くずや食べ残しの処理をし、堆肥化すると。花壇などに堆肥を有効活用することを提案をしました。答弁はこういうことでしたね。導入するには高額のコストが必要だと、費用対効果を考えると設置できないと、このような答弁でありました。ですけど、今本当にですね、この生ごみの処理をどうするか、非常に大きな今の衛生行政の課題だということがあります。今回提案するのは、生ごみの減量化です、注目されるのが、キエーロ。これは土の中のバクテリアを利用して生ごみを削減する、生ごみの処理容器です。県内の自治体ではですね、このことに、普及に取り組んでいます。いくつか提案をしていきたいというふうに考えています。生ごみ処理機キエーロを導入をし普及をすること。それから、キエーロのあっせん補助金を出すこと。町民対象に、実践講座の開催を行うこと。小学校、中学校などにも、キエーロを導入し、学校教育と連携し、食品ロスや食の環境などの実践的な学習の場を作っていくこと。CO<sub>2</sub>の削減、給食の残飯を処理をして堆肥化を促進をする。このような取組が今、重要でないかと思えます。いくつか紹介をしたいと思います、1つは徳島市が取り組んでいる事業です。その中身は、障害者の就労支援、この作業所にですね、このキエーロを作ってもらおうと。そして、それを販売を徳島市が援助していくと、こういう仕組みを作っていますね、障害者施設の作業に対する、やはり仕事のあっせん、こういうこともやっていますね。ですから、この点なんかも考えながら、どうやっぱりこの減量化を行っていくか、この点少し答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 林議員の御質問の生ごみ処理器キエーロを導入し、普及するという事について御答弁させていただきます。町では、各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、ごみの自家処理を普及させるため、藍住町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱を平成元年に制定し、補助金の交付に必要な事項を定めて、生ごみ処理容器の設置を促進しております。現在、町のあっせんする生ごみ処理容器については、コンポストの1種類を補助対象と決め、町内の販売店を購入先とし、あっせんを行い、補助金を交付

しておりますので、議員から御提案をいただいております、生ごみ処理器キエーロを町のあっせんする生ごみ処理容器として、導入することについては、現在は考えておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。答弁の中身についてはですね、やはり藍住町としてどのように生ごみの処理をしていくのか、基本的な考え方をもう少し確立をしていただくことが必要ではないかと。今全国的にですね、この今提案をした、キエーロというのが注目されて各自治体が積極的に取り組んでるんです。これは学校教育の現場でも非常に大切なんです。非常にですね、単面的にもそんなに高くないし、藍住町であればいろんな形でこれは活用できるのではないかと。このことでですね、いろいろ各地の少し取組を見ますと、佐那河内村は村民に低価格で販売をしています。それから、小松島市、徳島両市では、市民モニターを募って行っていると。そして、感想を今後の取組に生かすとか、いろいろやっぱり市民を巻き込んだ運動を作っているわけですね。藍住町は研究も調査もしないと、こういう態度では、やっぱり他の自治体が積極的に取り組んでいる、それについての評価もおろそかにしてるんでないかと、このように思います。これは他の自治体での、少し調査をすとか、どうすればこの事業が普及するのか。調査と研究をしていただけませんか。ほれぐらいやっぱりやらなかったら、生ごみはCO2を大量に発生するんですよ。水切りの問題とか、あらゆる点でもう少し検討してください。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君起立〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 生ごみ処理器キエーロについてですが、町のあっせんする生ごみ処理容器として導入するためには、まず、あっせん先を、先ほど林議員さんもおっしゃっていた形で決めなくてはなりません、生ごみ処理機キエーロを町内で製造販売ができるあっせん先が、今現在ないと思われておりますので、導入は難しいものと現在は考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） もう少し行政機関として、必要なことであれば調査とか

研究をしていただいたらどうでしょうか。そういう積極的な前向きなあらゆる事業で、町民から提案される、議員から提案される、一応、1つずつですね、きちっと前向きに取り組んで行くと、そういう姿勢がなかったら藍住町はなかなか前へ進んでいかんと思うんですよ。その点で最後、答弁お願いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君起立〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 先ほど、質問の中で小学校、中学校にもキエーロの導入という話もありました。こちらのほうに関しましては、学校施設などに生ごみ処理器キエーロを導入して、食品ロスや食の環境などの実践的な学習の場としてはどうかというお話ですが、藍住町の町内小学校、中学校などから出る給食の給食くず、こちらの量から考えますと、生ごみ処理器の必要数量、設置スペース及び設置場所、また、投入後の管理などを考えますと、学校施設については導入が難しいかなと考えております。

また、町では、食の環境などの実践学習の場として、西クリーンステーションにおいて、児童の施設見学を行っております。こちらのほう2年前から新型コロナウイルス感染症拡大防止と大規模修繕工事のためにできておりませんが、来年度からは、施設見学等を通じて環境学習やごみの減量化、先ほどおっしゃっていたような形の減量化の啓発を行いたいと考えております。御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁をしていただいて。ぜひですね、あらゆる物事はやっぱり新しい事業は大変な勇気とか計画が要ると思うんですけど、調査、研究をですね、これからも続けていただきたいと、このように要望して私の質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午前11時24分小休

午前11時28分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

● 1 番議員（前田晃良君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今月は我が国に甚大な被害をもたらした、東日本大震災が発生した月であります。

また、先月にはトルコ、シリア国境付近で大地震が発生し、5万人を超える死者数が報道されており、さらには、余震も断続的に起こっているようであります。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。自然災害はいつ、どこで発生するか分かりません。被害を軽減するためには、日頃からの備えが何よりも重要であります。私からは、こうした観点から町の防災対策についてお伺いいたします。本町に大きな被害が及ぼす恐れのある自然災害には、吉野川の氾濫や中央構造線活断層地震、南海トラフ巨大地震などが挙げられますが、この中でも近い将来、必ず発生するといわれていますのが南海トラフ巨大地震であります。海溝型地震であるこの地震は、概ね100年から150年間隔で繰り返し発生しています。記録に残る最古の南海地震は西暦684年の白鳳地震であり、その後、幾度となく発生し、その中でも最大規模の地震といわれていますのが、マグニチュード8.6と推定される1707年の宝永地震であります。この地震の発生後の49日後には、富士山が噴火するなど全国規模での甚大な被害が記録されております。今年は1946年に発生した前回の昭和南海地震から、77年目の年であります。昭和南海地震は比較的規模が小さかったことから、次の南海地震は規模が大きく、これまでの間隔よりも早く起きるのではないかと心配する声があります。

また、国の地震調査研究推進本部が公表している地震の発生確率では、南海トラフにおける巨大地震の発生確率は上方修正され、今後20年以内の発生確率は60パーセント程度とされているところであります。毎年、刻々と地球上のプレートにはゆがみが蓄積されており、地震への備えは急務であります。そこで、次の南海地震が発生した場合、本町にはどのような被害が想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは前田議員の、南海トラフ地震の被害想定について御答弁させていただきます。平成25年に県が市町村別に被害想定を公表しております。被害想定は地震の発生する季節や時間帯で変化いたしますので、各項

目で最も被害が大きい場合をお知らせいたします。本町においては、人的被害は地震の揺れや津波、火災による死者が140名、負傷者が580名となっております。内訳としては、地震の揺れによる死者が80名、津波による死者が50名、火災による死者が10名となっております。建物被害については全壊や焼失する建物が2,100棟、半壊する建物が3,800棟となっております。この内訳は、地震の揺れによるものが1,300棟、液状化によるものが30棟、津波によるものが100棟、火災によるものが660棟などとなっております。これらの被害想定は、国、県、町や関係機関、また、町民の皆様などが地震対策を何もしない場合の状況を示していることを御承知ください。議員、御指摘のとおり、3月は12年前に東日本大震災が発生した月であり、また、今年には1923年9月1日に発生した関東大震災から100年を迎える年でもあります。このような節目の時期にあたり、本町の防災対策に万全を期すよう決意を新たに、町民の皆様にご協力をいただきながら、全力で対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。本町でも強い揺れと津波による被害が想定されています。新型コロナウイルスが出現してから3年が経過しました。この間、防災訓練などが実施できない時期もありましたし、感染対策に配慮しながら訓練を進めてきたことと思います。この新型コロナウイルス感染症については、今年5月8日には感染法上の位置付けも5類に移行されることが予定されております。そこでお伺いいたします。来年度にはどのように防災に関しての住民啓発を進めていくこととしているのか御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 前田議員の防災啓発への取組について御答弁させていただきます。本町におきましてはこれまで、町民の皆様の防災意識の向上を目的として避難訓練や総合防災訓練などの町民参加型の訓練を実施しておりました。しかし、コロナ禍においては大勢の人が集まるイベントの実施ができない状況となり、このような住民参加型の訓練が実施できませんでしたが、本年度からは感染状況を注視しながら、令和4年6月には町民一斉避難訓練、10月には総合防災



訓練、11月には津波避難訓練を実施いたしました。参加者数もコロナ禍前と変わらない水準であり、町民の皆さまの防災への関心の高さが伺える状況でありました。こうした状況を踏まえ、今後も定期的に訓練を実施することはもとより、防災にあまり関心を持っていない若年層の方にも興味を持っていただけるような内容にするとともに、避難所開設訓練や図上訓練など、より実践的な訓練にブラッシュアップできるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） これまで実施できなかった訓練を、是非とも進めていただきたいと思います。

さて、いざ発災した際に頼りになるのは、地域のつながりであります。日頃から訓練や啓発に取り組む自主防災組織の役割は大変重要であります。2月26日の徳島新聞では、県内市町村ごとの自主防災組織率が報道され、本町の組織率は71.5パーセントで10年前から横ばいの状況であります。本町は住民同士のつながりが希薄であるともいわれておりますが、自主防災組織の組織率向上に向けて、どのような取組をされているかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 前田議員の自主防災組織の組織率向上への取組について御答弁させていただきます。災害時、町や警察、消防などの公的機関が対応できる救援活動には限界があります。災害から命を守るためには、自分の命は自分で守る自助や、隣近所や地域ぐるみで助け合う共助の力が大変重要であります。本町では、これまで自主防災組織の結成や活動に対して、積極的に支援を実施してまいりました。自主防災組織が存在しない地域に対しては、直接職員が訪問して防災講座などを通じて組織結成を促したり、組織は結成されているものの活動が停滞している地域に対しては、各種支援策の案内をし、活動の活性化を促しております。議員、御指摘の新聞報道では、本町の組織率は低調ですが、この組織率の算定方法は各市町村で異なっております。本町は町内全世帯数を分母とし、各自主防災組織から提出された名簿の世帯数の合計を分子とした比率を採用しておりますが、他の市町村では学校区などの地域を単位として地域内に自主防災組織が存在すれば100

パーセントの組織率とする算定をしている所もあります。そのため、各市町村の組織率で自主防災組織の活動状況を一概に比較できるものではないと考えております。本町では自主防災組織の活動状況をしっかりと認識し、様々な支援を実施しており、町内全域で自主防災組織が活発に活動できるように、地域の皆さんと力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。さらには、自主防災組織の活動が希薄化している地域のつながりを強化し、活動活性化の契機となるように進化させていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1番議員（前田晃良君） 再問します。自主防災組織は実際に活動する各世帯の取組が重要です。各世帯に参加をほどこす本町の取組は、発災時に本当に活躍できる組織づくりであると思います。引き続き、推進していただきたいと思います。自主防災組織で活動されている方々から、私はこんな話を聞いたことがあります。自らの訓練や啓発がマンネリ化しており、新しい取組を考えたり、ほかの防災組織の方との交流なども進めてみたいとのことでありました。県内のほかの自治体においては、自主防災組織同士の連携を促進する活動も行われているようです。組織率の向上と、組織の活性化を図るためには、本町においてもこうした連携が必要なのではないかと思いますが、どのように取り組まれようとしているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、前田議員さんの再問について御答弁させていただきます。自主防災組織の活動につきましては、平常時から地域内で防災知識の普及、啓発や防災訓練の実施、各家庭での防災対策の推進など、各組織が独自にさまざまな取組をしていただいているところです。こうした活動には、先進的なものや他の模範となるものが多くあります。

また、自主防災組織の活動を実施していく中で、課題などが見つかって相談する場がないと聞いたこともあります。このような課題を解決するために町といたしましては、町内の自主防災組織同士で情報を共有し、連携を深めていただける取組が必要であると考えております。今後、町内の自主防災組織が集まることのできる組織の設立などを目指し、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 是非とも進めていっていただきたいと思います。国において南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されて、今年で10年になります。今年は2012年に公表された、南海トラフ巨大地震の被害想定を見直す年とされており、注目が集まっているところです。こうした動きを踏まえて、町としても被害想定を見直すことになるのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 前田議員の南海地震の被害想定の見直しについて御答弁させていただきます。南海トラフ巨大地震につきましては、国の中央防災会議のワーキンググループにおいて平成25年に被害想定が公表されました。これに呼応して、県においても市町村別の被害想定を作成し、公表したところです。公表から10年となり、防災対策の進捗を確認するためのフォローアップと次の目標を定めるための新たな被害想定を検討するため、今般、新たな有識者会議が設置されたと聞いております。町といたしましても現在の被害想定公表から時間が経過しているため、取り巻く環境が大きく変化し、新たな知見も得られていると考えられますので、被害想定の見直しは必要であると考えております。南海トラフ巨大地震の被害想定は、その範囲の広さや気象や地形、地質の状況や土地の利用形態など莫大な要素が絡み、町独自で作成することは適当ではありません。今後、本町の南海トラフ巨大地震対策を講じていく上で、最新の知見に基づいた被害想定は必須でありますので、機会を捉えて国や県に迅速な被害想定の見直しを要望してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。県に協力し、進めていっていただきたいと思います。最後に、私が昨年9月議会で要望しておりました、町からの情報発信についてお伺いいたします。町の施策に関する満足度調査を踏まえ、町の情報発信の在り方について要望しておりましたが、現在の検討状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 前田議員から本町の情報発信の在り方について御質問をいただいております。昨年の２月から３月にかけて実施した、町民満足度に関するアンケート調査の結果から、町民が町の情報を得ているメディアは、広報あいずみ、議会だより、新聞、雑誌といった紙媒体が８９．１パーセントを占めており、次に藍メールが２０．６パーセント、町公式ホームページが１１．２パーセントとなっております。その中でも、町公式ホームページについては、インターネット環境の普及した昨今では、広報あいずみに並ぶ本町の情報発信におけるもう一つの顔と考えておりますが、情報を得ている方の割合は、全体の１１．２パーセントと低い結果に留まっており、さらに、近年は新型コロナウイルス感染症に関する情報をトップページで大きく取り扱うことで、その他の町政に関する情報が見えづらい状態にありました。こうしたことから、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、その時期、その時期に合わせて注目していただきたい町の施策やイベントに関する情報などが、多くの方の目に留まるよう先日、ホームページのトップページのレイアウトを改善したところであります。

また、町公式ホームページでの情報発信は、町民の皆様に限らず、町外の方々への発信にも有効な手段であります。今後も、より一層、多くの方に藍住町の魅力をお伝えできるよう、検討と改善を重ねてまいります。

次に、先のアンケート調査では、町民の皆様が現在利用しているSNSについても調査を行っております。その結果、若い世代を中心にLINEやYouTube、Instagramの利用率が高いことが分かっております。この結果を受けまして、本町でも町公式SNSの導入の検討を開始しているところです。令和２年国勢調査の結果によると、本町は平均年齢が約４５歳と県内の市町村では最も若い町であることから、若い世代の利用率の高いSNSの導入が、本町の情報発信の強化につながるものと考えております。公式SNSの導入の際には、町公式ホームページに誘導する仕組みとするなど、既存のメディアの活性化も図るべくSNSの選定と併せて、効果的な運用方法の検討も進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

● 1 番議員（前田晃良君） 分かりました。是非、町民の皆さんに分かりやすく、町の施策に関して理解が進むよう、情報発信を進めていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 昼食のために休憩いたします。再開は午後 1 時といたしますので、よろしくお願いします。

午前 1 1 時 5 3 分小休

午後 0 時 5 9 分再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開いたします。

次に、4 番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

● 4 番議員（永浜浩幸君） 議長の許可をいただきましたので一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては明確な御答弁をお願いいたします。

まず、中学校と高校の連携について質問します。昨年の 2022 年 10 月 22 日の土曜日に第 9 回あいずみスマイリーマルシェが武田康弘実行委員長のもと盛大に開催されました。徳島北高校の J R C ・ボランティア部の生徒さんはじめ、大勢の徳島北高校生のボランティアに支えられ無事終了したそうです。また、徳島北高校国際英語科の生徒による外国人のおもてなしとして、徳島県内在住の外国人に代表してもらい地域住民との交流の場を作るブースを出店しました。大変好評だったと聞いております。今後、そのような場で中学生が高校生とボランティアを通して交流を深めれば、高校選択を目的意識を持って行ったり、国際的視野を持ったグローバル人材に必要な力を育成することをスクールミッションとして目指している北高生を見て、中学生がかっこいいなと思ったり、憧れたり、なりたい自分への気付きが得られるんじゃないでしょうか。国際英語の生徒との触れ合い交流で、さらに、英語に興味を持ってもらい、英語力アップにつながっていくのではないのでしょうか。藍住町は令和元年度藍住町中学生海外派遣事業を行いました。他の市町村に比べ補助金も多く、事業に参加した保護者からは、家庭への負担が少なくよかったと聞いております。また、英語検定の試験料を藍住町が負担しています。英語教育の町、藍住町として P R していてもいいのではないのでしょうか。教育に環境は大変大事だと思います。イベントに参加して中学生が高校生と交流を深める場作りについて御答弁をいただけますか。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） イベントを通じた中高生の交流促進について答弁いたします。議員の御提案は、基本的には高校の側でイベント計画が出され、その上で、中学校に協力の働きかけがあった場合に検討することとなるものと考えております。御提案は中学生の高校進学への不安解消を主たる目的とするものと考えます。これについては以前の質問でも答弁いたしましたように、いくつかの手立てによって、その解消を図っているところです。グローバル人材の育成につきましては、今、おっしゃっていただいたような手立てを中心に、今後とも続けてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。高校のほうにも働きかけて、是非、交流の場作りに前向きに対処していけるように、よろしく願いいたします。また、グローバル人材の件、教育についても、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、絵本の普及について。今年の3月で長年勤務された会社、また、役所等々を退職される方いらっしゃると思います。本当に長い間お疲れ様でした。また、藍住町におかれましても理事者の方で、町職員の方、本当に日々、藍住町民の幸せのために御尽力いただいたこと、心より敬意を表します。また、そういう培ったノウハウを退職されても、また、藍住町のほうに、何ていうんですかね、引き続きの御指導、よろしくお願いしたいなと思っております。今、人生100年時代と呼ばれております。その100年、元気で過ごすのは大変大事なことで、その大事な中でもですね、やはり夫婦が仲良くおるっていうのは非常に大事なかなと思っております。その中で1つ、脳科学が証明、毎日が楽しくなる夫婦のトリセツというのをちょっと御紹介したいと思います。まず、5つの行動がありまして、まず、1つは、旦那、夫側のほうの立場として要注意、夫のこれは要注意ということで報告させていただきます。まず、1つ目が妻の行き先をいちいち聞かない。やはり妻が出かける振りをしたら、笑顔で旦那は出かけるのと軽く聞くようにしたりとか、また2つ目、朝食を食べながら昼食は、夕食はと聞かない。昼食はもしできるのであれば、夫の担当と決めるのもよいそうです。3つ目がですね、たまの正論を振りかざ

さない。どういうことかといいますと、妻の家事に小言を言う前に自分ができることを見つけましょう。あと4つ目です、妻を手足代わりにしない。自分のことは自分でやって妻の生活時間を尊重しましょう。もう1つがですね、言葉をケチらないということで、共感の言葉をかけましょう。こういうふうにしながらか夫婦仲良く共に健康で暮らしていただきたいなと思います。その中で絵本、絵本っていうのは、大人が子供に読み聞かせをして、本当、子供たちは絵本の中へずんずん入って行って、絵本のよさっていうのは、読んでいる大人が非常によく分かっていると思います。でも、この絵本の楽しみ方っていうのは子供だけでなく、大人に対しても非常に効果的なんじゃないかと思っております。子供にはない経験が絵本を通して大人としての気持ち、感情として出てきます。また、その絵本を読むこと、また、読んでもらうことによって、また、心の中がですね、ちょっと癒やされたりとか、また、そういう絵本を読んでもらったテーマを基に参加者がお話をし合う、そういうことで、本当にこう、癒やし系にもなっていくので、是非、絵本に対しての普及というか、そういう活動をお願いしたいなと思いますので、そのあたり御答弁いただけますか。よろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） ただいま御質問をいただきました、子供だけでなく大人へも絵本を薦めてみてはどうかということについて御答弁をさせていただきます。1999年の大人こそ絵本を読もうという趣旨のエッセイが掲載されたことがきっかけとなり、一般的に子供のものと思われていた絵本が年齢、世代を超えて愛好される例が増えています。ユーモア、機知、悲しみ、別れ、思いやり、心のつながり、支え合い、愛、心の持ち方、生き方といった人間として生きていく上で重要なものを深く考えさせられ、最近では大人たちが積極的に絵本の読み聞かせ活動をしているようです。絵本には様々なメッセージが込められており、そこから得られるものや、それによって得られるものもたくさんあるといえます。このようなことから、図書館において書籍の紹介、推奨される書籍の購入等、大人の方にも親しんでいただける方法を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。大人の方へも広めていくとい





続きまして、集会所の使用について現在の状況と集会所を今度どのように地域コミュニティの場として活用していくか、そういうことについて御答弁お願いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは永浜議員の集会所の使用について現在の状況と今後の取組について御答弁をさせていただきます。本町における各自治会の集会所については、使用や貸し出しなど各自治会独自の運営規程に基づき運用しております。また、管理や維持補修等についても自治会において負担をいただいているところであり、町としての集会所関連の支援といたしましては、新築、改造、修理など比較的規模が大きい工事などは地域集会所設置費等補助金、小修繕や備品購入費などは自治会活動事業補助金を活用いただけることとしております。上限額や補助対象など交付に条件はありますが、経費の2分の1の補助金を交付しているところであり、引き続き、自主的な自治会活動を実施していただくとともに、自治会活動の活性化を推進するため事業運営の支援を続けてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。まず、集会所は自主的な自治会の管理ということで教えていただきました。ここで、この新型コロナウイルス感染症が今年の5月8日に季節性インフルエンザと同様、5類へと引き下げられます。また、今まで自粛していたサークル系といいますか集まらなかったのが集まって、いろいろな活動を今後また増えるんじゃないかなと、そういうふうに期待もしています。そういうことによって自分たち1人だけで生活するじゃなくって、いろんな人と交流をするということでフレイル予防にもなったり、本当に健康な毎日を送っていただけるんじゃないかなと思っております。そのサークルにおきましてはサークルに参加して、その参加する方から会費ももらわず、また、ボランティアとして、そういうサークルを指導したり、また、そのするときに場所が必要です。その場所で集会所っていうのは使えないのか、使わせてくださいと言ったら料金が発生するというので、そこらの辺りはどうにかならないですかという町民からのお声もいただいております。その件に関して御答弁いただけますか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） 永浜議員の集会所の使用について、サークルでの使用で無料にできないかについて御答弁をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、自治会の集会所は維持補修、管理経費は自治会において負担していること、また、貸し出し等についても各自治会独自で運営を行っていることから、集会所の利用料等は自治会それぞれで判断していただくべきものと考えております。

なお、サークルの活動が自治会内の活動として町が認めたものに限って、自治会活動補助金の補助対象に該当し、自治会に対して補助金を交付することができるとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午後1時17分小休

午後1時21分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） それでは議長から指名いただきましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いしておきます。

昨年12月、密売用大麻の所持事件に絡み、捜査当局が藍住町に関連情報を照会した事実を容疑者側に漏らした見返りに現金5万円を受け取ったとして、元副議長の平石賢治容疑者と元町の臨時職員の阿部さやか容疑者が加重収賄と地方公務員法違反、守秘義務の疑いで7日までに大阪府警に逮捕されました。阿部容疑者は当時、住民課で役場に届いた郵便物を開封して振り分ける業務を担当していた。2017年9月に採用され、昨年10月末に退職するまで住民課で勤務していた。北島町民の阿部容疑者をなぜ採用したのか。守秘義務が多い住民課に5年余り臨時職員を置

いていたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午後1時23分小休

---

〔小休中に議会運営委員会を開催〕

---

午後1時34分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。答弁をお願いします。  
吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） 反問いたします。

〔「議長、今の議運はなんだったん。議長。分からんで。」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 反問を許可します。時間、止めてください。

〔事務局、残時間を停止〕

◎副町長（吉成浩二君） 御質問、小川議員からいただきましたが、質問内容の確認という形で、まずですね、北島。

〔傍聴席から「聞こえません。」「聞こえんて。」の声あり〕

◎副町長（吉成浩二君） まず、北島町民であるのに、なぜ採用したのかと。それから、5年余り住民課になぜ勤務していたのかということによろしいでしょうか。また、不祥事に関連した答弁ですので少しお時間をいただくとおもいますが、これもよろしいでしょうか。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） これ新聞報道で、新聞報道からしたんやけど。このとおりに思うんやけど。

○議長（西川良夫君） いいですか。

◎副町長（吉成浩二君） はい、結構です。

○議長（西川良夫君） 以上で、反問に対する質問を終了します。時間の停止を解除してください。

〔聞き取れない声あり〕

〔事務局、時計を再始動〕

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 御質問を2点いただいております。まず、本町における会計年度任用職員の採用につきましては、例年10月中旬から11月中旬頃に希望者の登録を受け付け、履歴書による書類選考、その後の面接を経て採用者を決定しております。阿部容疑者につきましても、こうした過程を経て採用に至ったものと認識をいたしております。先ほど反問して私のほうから確認させていただきましたが、北島町民の阿部容疑者を採用することに問題があると、かのような発言でございました。憲法上、国民は法の下に平等であることは、議員も御当然、御承知のことかと思っております。そして、憲法には基本的人権の一つとして、全ての国民に職業選択の自由を保障しています。居住地により就職希望者を選別することは、厚生労働省でも問題事例とされておりまして、国民に対する差別的な取扱いとされています。本町の住民でも近隣の自治体に採用され勤務をされている方もいらっしゃいます。他の自治体の住民の採用を問題視する小川議員の質問は、あまりにも閉鎖的であり憲法違反にも当たるのではないかと考えております。

次に、会計年度任用職員には、窓口業務でありましたり、正規職員の事務補助をお願いしておりまして、守秘義務が課せられている事務事業の多寡により配置を決定しているものではありません。住民課にかかわらず、それぞれの課で町民の皆様の重要な情報をお預かりしておりまして、どの情報が漏えいしても住民生活に多大な影響を及ぼすことから情報管理を徹底するという事は言うまでもありません。しかしながら、同一業務を長期間に渡って担うことは不祥事につながりやすく、この度の事件を踏まえ、会計年度任用職員についても定期異動の対象とすることとしており、さらには正規職員についても捜査関係の照会業務を長期間担当しないよう、事務分掌などで配慮することとしております。町といたしましては、再発防止に向け着実に改善を進めてまいりたいと考えております。

小川議員からは、不祥事の再発防止に向けた質問をいただいておりますが、大変ありがたいと考えておりますが、この際、米本議員の質問の際に申し上げた、我々理事者側に本会議で個人情報の不正な取扱いを求めたのが小川議員であることを申し上げたいと思います。これは、先日の課長級の会議を持った際に、多くの職員からも指摘があったものです。我々としては、町民の皆様の個人情報は極めて重要なものであると認識しており、職員が何の権限もなくのぞき見たり、利用したりすることは

あつてはなりません。つい先日も大手電力会社において顧客情報の不正閲覧が大きな社会問題となったところです。昨年3月議会において、小川議員と理事者の間で次のようなやりとりがなされています。正確に申し上げるため、該当部分のみ議事録を読み上げます。まずは理事者側から、「県からの通知によりますと、本町が保有する住民税課税情報等により、対象世帯に助成制度を通知することは、個人情報の目的以外の目的のための利用に該当し、あらかじめ、非課税世帯を抽出して通知することはできないこととされております。」と答弁したところ、小川議員からは、住民税非課税世帯というのは、これは前もって掌握できると、掌握できるのはいか、町がすることではないかと強く理事者側を批判する要望がなされております。私もこの発言の際には議場におりまして、県からの通知で個人情報を利用できないと申し上げても、それを意に介せず、町がすることなのでできると発言される議員には、大変、驚いたことを覚えております。こうした発言の延長線上に、今回のような不祥事があるのではないかと感じております。小川議員の一般質問でございますので、私ども理事者側から、小川議員に発言の真意を聞くことはできませんが、私どもも今、不祥事の検証を進めております。議員の法令遵守に対する考え方や、個人情報の重要性への認識、職員への不当行為の強要に関する考え方などを教えていただけると参考になると思いますので、お答えいただける範囲でお話いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 私が北島町の人をなぜ採用したかとの質問に対して憲法違反というような話を聞きました。町民の多くが、やはり採用するんだったら藍住の人を臨時、特に臨時職員やからね。採用するんだったら藍住の人がええん違うかなと、そういう声が多いです。その町民の声を届けただけで私はそうは思っていない。町民の声ですから。

○議長（西川良夫君） 答弁、要りますか。

●10番議員（小川幸英君） いえ、要らん。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） これも町民の人の意見ですが、平石元副議長と阿部さやか被告は以前より知り合いだったという話、聞きました。ほれで奥田副町長が

藤原に関与したように町に働きかけて採用したのではないかという声が多いんです。この件はどうですか。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） 再問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。先ほどの繰り返しになりますけど、本町における会計年度任用職員の採用につきましては、例年10月中旬から11月中旬頃に希望者の登録を受け付け、履歴書による選考、その後の面接を経て採用者を決定しております。阿部容疑者におきましても、こうした過程を経て採用に至ったものと認識しております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、奥田副町長逮捕について質問いたします。藍住町の学校給食用肉の調達を巡る官製談合事件で、副町長が逮捕され町への批判が強まっております。町からの情報漏えいに絡む事件が昨年12月に続いて発覚したにもかかわらず、町長からの十分な説明などはなく、どのような責任をとるかも説明されていません。町民からは町議会副議長や元臨時職員また副町長が相次いで逮捕され、恥ずかしい、原因を明らかにしてほしいとか、藍住町のイメージが悪くなる一方で残念だとの声があります。町長はどのように町民に対して説明するか。一部の新聞では封筒の中身を見ていたことが報道されているが、町職員が関与していた場合の責任はどうとるか伺います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町民の皆様への説明及び町職員が関与していた場合の責任について御質問をいただいております。まず、町民の皆様への説明に関しましては米本議員にお答えしたとおりであります。繰り返しになりますが、この度の不祥事を受け職員の先頭に立って再発防止に取り組むため、私をトップとするコンプライアンス対策検討会議を設置し、事件の検証を行い、問題点を洗い出し、事務処理の改善・見直しだけに留まらず、組織的な面からも検討を行っております。昨年12月に発生した不祥事については既に検証を終え、再発防止策を取りまとめ町ホームページやマスコミにより公表したところであります。この不祥事の原因としては、

郵便物の開封事務が一人に集中していたこと、長期間にわたり同じ所属で勤務していたこと、法令遵守に対する意識が低かったことなどが原因であるとの結論に至り、これらへの対策を検討するとともに、さらなる情報管理を徹底する観点から、漏えいにつながる恐れのある書類保管などにも着目し、一步踏み込んだ対策を取りまとめたところであります。具体的には事務処理に関する改善策として、管理職自らが捜査機関からの照会文書を開封すること。秘匿性の高い文書は必要最低限の者で決裁すること。決裁後の文書は鍵付きのキャビネットで保管することなどを掲げております。

また、組織面での改善策として、会計年度任用職員も人事異動の対象とすること。会計年度任用職員の任用時期の統一を図ることとしており、さらには、職員研修制度の充実策として、各所属毎での少人数の参加型研修を実施しコンプライアンス意識の向上を図ることといたしました。こうした改善策については、各所属において、速やかに取り組みが進められているところであります。

また、先月の不祥事に関しても、できるだけ早く対策を講じるべきであるとの思いから、コンプライアンス対策検討会議において再発防止に向けた議論を既に開始しております。今後も引き続き、不祥事の発生防止・根絶に向けて、精力的に検証・検討を進め、町民の皆様への信頼回復が図られるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、町職員が関与していた場合の責任につきましては、現在も警察や検察による捜査が続いており、町による内部調査は行わないよう慎重な対応が求められております。仮定を前提とした御質問にお答えをすることはできませんが、米本議員及び林議員にもお答えしたとおり、自らの処分の時期等について弁護士とも相談を重ねており、初公判後、速やかに自らに処分を科したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 警察の関係で言えないということではありますが、先日の新聞に教育委員会の職員が奥田副町長に頼まれて漏らしたということが報道されていきました。これは多分、警察が発表したものと思いますが、先ほど教育長は非常に教育委員会の責任ということをいわれておりましたので、いろいろと、また、検証をしていただいて、また、責任をとっていただきたいと思います。続いて。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 町民からは他の入札でも官製談合が行われていなかったかという疑いの声が多いが、この件についてコンプライアンスでどういうふうな検討をしたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から他の入札について御質問をいただいております。他の入札の調査につきましてもコンプライアンスの検討会議の中で調査を実施いたしております。まずですね、本町の指名競争入札につきましては、事前に予定価格及び最低制限価格を公表してございまして、参加事業者の面前でそれぞれの事業者が入札を行います。その場で開札も行い落札者を決定しております。このため、今回のような事件が起こるようなことは考えられません。その他、地方自治法、藍住町財務規則の規定に基づき、随意契約が認められる案件については、見積もり合わせの方法により事業者を決定しております。このうち、給食用食材と同様の単価契約によるものは、令和3年度実績で約160件あります。今回の事件を踏まえ、確認した結果、適正に行われていることを確認いたしております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に副町長の退職金について伺います。先日の全員協議会では退職金は払われていないということでありました。この退職金は幾らあるのか、また、払ったのか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から奥田元副町長の退職金について、幾ら払われたのかという御質問の通告だったというふうに思います。特別職も含めまして、市町村職員の退職金につきましては、本町が構成員である徳島県市町村総合事務組合において、共同で事務処理がなされております。市町村総合事務組合の市町村職員の退職手当に関する条例では、退職した者に退職金が支払われていない場合において、退職した者が刑事事件で起訴された場合などには、退職金の支払いを差し止



めすることとされております。総合事務組合に確認したところ、この規定に基づき、現在、支払い差し止めの手続きが行われているとのことであり退職金は支払われておりません。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、福祉対策について伺います。住民税非課税世帯に対して特別支援事業が行われ5万円と10万円が支援されたが、送付件数と支給件数の数を伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは小川議員の御質問の福祉対策のうち、住民税非課税世帯に対しての支援事業について御答弁をさせていただきます。まず、令和4年度においては、3つの給付金事業が実施されております。令和4年4月から開始いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、令和4年7月から開始いたしました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、令和4年12月から開始いたしました、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金であります。そのうちの、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について件数等、説明のほうさせていただきます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、基準日を令和3年12月10日におきまして、藍住町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯に10万円を給付するものであります。申請の受付は9月末で終了しておりまして、確認書送付世帯数は3,729世帯、うち支給世帯数は3,439世帯、これとは別に、本人からの申請が138世帯、家計急変世帯が20世帯、合計で3,597世帯に支給をしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 今、数を聞きました。3,597世帯に支給したということでしたが、支給されていない方もおいでますが、これはどういう理由で支給されなかったのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは再問について御答弁させていただきます。  
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、世帯全員を住民税均等割が非課税の世帯が支給要件となっております。世帯の詳細な状況が町では把握できないため、対象となる可能性のある世帯に確認書を送付をしております。要件を満たす旨の返送があった場合に支給をしておることとなっております。したがって要件を満たさない場合につきましては、支給されないということで、相当数のものがあつたものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に子育て支援世帯臨時支援事業として住民税非課税世帯などに対する、臨時給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が支給されたが、対象世帯と支給世帯の件数を伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の福祉対策の臨時給付金について答弁をさせていただきます。まず、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活を支援するものです。支給額は児童1人当たり5万円で、支給対象者は、児童扶養手当受給者または令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯等であり、令和5年2月末までに生まれた子が対象となります。申請の受付は、3月15日までとなっております。御質問の対象世帯数は、2月末時点で583世帯、支給世帯数は579世帯であります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金については、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付するものです。支給対象者は住民税非課税世帯と家計急変世帯であり、申請の受付は1月末で終了しており、確認書送付世帯数は3,368世帯、うち支給世帯数は3,017世帯、これとは別に本人からの申請が42世帯、家計急変世帯が17世帯、合計で3,076世帯であります。今後とも国や県の施策の動向を見守って参ります。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほどの答弁で、1月末で3,368所帯ということで、そのうち3,017所帯が受けたということですが、この300所帯ぐらいは、どういう理由で受けなかったのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは再問に御答弁させていただきます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金におきましても、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯が支給要件となっております。先ほどと同じ条件でございまして、要件を満たさない場合につきましては、支給をされません。関係で確認書を送付しておりまして、その満たす旨の返送がない場合には支給をしておりませんので、その分が、差が出てきているということとなります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、指定ごみ袋無料交付対象所帯数と交付件数について数を答弁願います。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 小川議員の御質問の指定ごみ袋無料交付対象所帯数と交付件数について、御答弁させていただきます。藍住町指定ごみ袋交付要綱に基づき、交付した過去2年間の世帯数と交付件数について、報告させていただけたらと思います。令和3年度は無料交付対象世帯数が668世帯で、交付件数は448件です。令和4年度、今年度の無料交付対象世帯数は680世帯で、交付件数は444件となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 3年度も4年度も200件近くが、取りに来ていません。その理由は一応聞いてみますと、タクシーを雇うてごみ袋取りに行ったら逆に高いものになるとか、足腰が痛あて行けんとか、そういう理由があるんですが、これは何か、皆が、せっかく配布するのにあたるような対策はないですか、伺いま

す。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君起立〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 小川議員の再問について御答弁させていただけたらと思います。指定ごみ袋無料交付については、藍住町指定ごみ袋交付要綱に基づき、ごみ袋を交付しております。申請は通知の際に同封している交付申請書を12月から2月末までの約3か月間、交付期間を設けておりますので、その間に生活環境課窓口に来ていただき、交付申請をしていただいております。先ほどの御質問の本人が来られない場合ですが、この場合は御家族や知人の方などに交付申請を預けていただき、窓口にお越しいただけましたら、ごみ袋をお渡しをさせていただいております。御本人が申請に来られない場合は、代わりに窓口へお越しただける方へ申請手続の御協力をお願いさせていただけたらと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後になりますが独居所帯等、大きなごみ袋が配布されていますが、なかなか、ごみがほんなけたまらんと。小さなごみ袋に変えてくれんかなというような要望もありますが、これは変更できないか。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 小川議員の御質問の、指定ごみ袋無料交付のごみ袋の、大きなごみ袋から小さなごみ袋への変更について、御答弁させていただけたらと思います。指定ごみ袋のサイズにつきましては、藍住町、先ほど言った藍住町指定ごみ袋交付要綱、こちらのほうに、交付する指定ごみ袋の容量は45リッターとすると規定されております。現在は使用頻度の多い燃やせるごみ用の一番大きな45リッターのごみ袋を交付しております。議員から御提案をいただいておりますサイズ変更につきましては、交付対象者の利便性を考慮し、来年度の交付分から、サイズ変更を希望される方には、小さなごみ袋を交付できるよう対応を行いたいと思います。

なお、サイズ変更の際に交付枚数についてというお話も出ると思うんですが、こちらについては藍住町指定ごみ袋交付要綱にて、交付枚数をちょっと定めておりま

すので、交付枚数の変更は、現在、考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため3月15日から3月21日までの7日間を休会としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、3月15日から3月21日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、3月22日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

午後2時6分散会

---

令和5年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和5年3月22日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝                      主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 第1  | 議第1号  | 令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2  | 議第2号  | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について                   |
| 第3  | 議第3号  | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について         |
| 第4  | 議第4号  | 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について           |
| 第5  | 議第5号  | 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について         |
| 第6  | 議第6号  | 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について        |
| 第7  | 議第7号  | 令和4年度藍住町下水道事業会計補正予算について                |
| 第8  | 議第8号  | 令和5年度藍住町一般会計予算について                     |
| 第9  | 議第9号  | 令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について           |
| 第10 | 議第10号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について             |
| 第11 | 議第11号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について           |
| 第12 | 議第12号 | 令和5年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について          |
| 第13 | 議第13号 | 令和5年度藍住町下水道事業会計予算について                  |
| 第14 | 議第14号 | 令和5年度藍住町水道事業会計予算について                   |
| 第15 | 議第15号 | 藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について           |
| 第16 | 議第16号 | 藍住町水防団に関する条例の一部改正について                  |
| 第17 | 議第17号 | 藍住町税条例の一部改正について                        |
| 第18 | 議第18号 | 藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部改正について       |
| 第19 | 議第19号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について                  |

- |       |   |   |
|-------|---|---|
| 第 2 0 | 議第 2 0 号                                  | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 2 1 | 議第 2 1 号                                  | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 第 2 2 | 議第 2 2 号                                  | 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 第 2 3 | 議第 2 3 号                                  | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について                            |
| 第 2 4 | 議第 2 4 号                                  | 藍住町介護保険条例の一部改正について                              |
| 第 2 5 | 議第 2 5 号                                  | 藍住町工場設置奨励条例の一部改正について                            |
| 第 2 6 | 議第 2 6 号                                  | 藍住町工場立地法地域準則条例の一部改正について                         |
| 第 2 7 | 議第 2 7 号                                  | 藍住町情報公開条例の全部改正について                              |
| 第 2 8 | 議第 2 8 号                                  | 藍住町議会の個人情報保護に関する条例の制定について                       |
| 第 2 9 | 議第 2 9 号                                  | 藍住町個人情報保護法施行条例の制定について                           |
| 第 3 0 | 議第 3 0 号                                  | 町道の路線認定について                                     |
| 第 3 1 | 議第 3 1 号                                  | 町道の路線変更について                                     |
| 第 3 2 | 発議第 1 号                                   | 議員派遣の件について                                      |
| 第 3 3 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について |   |

(2) 議事日程 (第 3 号の追加 1)

- 第 1 藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議



令和5年藍住町議会第1回定例会会議録

3月22日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

〔林議員、「議長」と言う。〕

○議長（西川良夫君） 林茂君。

●11番議員（林茂君） 緊急動議を出します。

〔林議員、動議を議長に提出〕

○議長（西川良夫君） ただいま動議が提出されましたので、議会運営委員会を開きます。小休します。

午前10時1分小休

〔小休中に議会運営委員会開催。追加日程、議案を配る。〕

午前10時23分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今、林茂君ほか1名から「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しております。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とするこ

とに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 追加日程第1「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」を議題にします。提出者であります林茂君から説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」。理由を説明させていただきます。藍住町官製談合の責任は高橋英夫町長にある。学校給食の食肉調達を巡る官製談合事件で元副議長と副町長が逮捕され、町と議会の対応について町民の怒りが広がっています。事件後、初めて町議会が14日、開かれ、町民の関心は高橋町長が自身の処分について表明すると思っていました。1点目。昨年12月には町職員の情報漏えいが発覚したにもかかわらず、高橋町長からは十分な説明はなく、どのように責任をとるのかも明確にできていません。2点目です。副町長の逮捕について高橋町長は、任命責任はあると言いながら自身の処分について初公判が行われてから検討すると述べ、進退については考えていないと言いますが、町民にとって事の重大さを、公判を待ってとか、弁護士に相談してとか、言い逃れて弁明をしているように受け取れます。3点目です。14日の町議会で吉成浩二副町長が小川幸英議員の質問に対し、大麻事件の捜査状況を漏らしたとして起訴された元臨時職員に関連して、なぜ北島町民なのに採用したのか質問したのをあまりにも閉鎖的、憲法違反だと、さらに、昨年3月定例会で灯油購入助成事業の通知に住民税非課税世帯の情報を利用すべきだと発言したことを捉え、非課税世帯の情報は目的外のためにできないのに、小川議員は意に介さなかった。こうした発言の延長線に今回の不祥事があるのではないかと発言をした。吉成副町長は小川議員の町に対する姿勢が事件の遠因であると指摘したが、不祥事と関係がないことを反問権まで使って町の責任について言い逃れをしました。吉成副町長の反問は町政に対する批判は許さないという態度です。議員の役割は住民の間にある意見を行政に反映させる役割を担っており、議員には表現の自由、憲法21条です、議会で自由な討論、質問、質疑は憲法で保障されています。副町長の任命責任は町長にあり、この点でも高橋町長の責任は免れません。これらの問題の引責は、高橋町長が責任をとり、辞任し、町民の真を問うことです。町政の主人公は町民です。町民の暮らしに寄り添い、町民の声に耳を傾け、町民に信頼される清潔、公正、公平な町政を

私たちは望んでいます。この動議に議員の皆さんの賛同を心から呼びかけます。以上です。

○議長（西川良夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（西川良夫君） これから討論を行います。まず、本動議に反対者の発言を許します。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君） 私は、町長への辞職勧告に反対の立場で討論いたします。今回の辞職勧告については、町長に対して主には副町長を任命した責任を追究してのことであると思います。地方自治法第162条には副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任すると定められています。つまり、副町長の選任は町長の任命と議会の同意が必要であるとされており、今回動議が提出されました林議員、小川議員お二方も賛成されたと記憶しております。二元代表制の一翼を担う議会が同意した責任も非常に大きいものであり、個人的には議会としても、それ相応の責任をとらなければならないと感じております。しかしながら、今回の辞職勧告は、議会として何の議論もせず、全ての責任を町長に押しつけようとするものであり、誠に見苦しく感じる次第であります。町長は事件発覚後、町民への信頼回復または再発防止をあげて、そのことについて誠実に取り組んでおります。昨年12月の捜査情報漏えい事件では、町長が先頭に立ち事務処理の見直し、改善等を進め、既に改善策を町のホームページで公表しております。今回の提案者はそのようなことも御存じでしょうか。ここぞとばかりに町長を攻撃することが、議員として最も重要なことでしょうか。私は理事者と議会が共に協力しながら、一日も早く町政の信頼回復または再発防止に努めることが、議員としての責務であると考えております。今、再発防止に向け真摯に取り組んでいる高橋町長の辞職勧告の必要性は全く感じられません。したがって、辞職勧告には反対いたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（西川良夫君） 静かにしてください。

次に、本動議に賛成者の発言を許します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高橋英夫町長の辞任を求める動議について賛成の立場で発言します。12月7日、元町臨時職員、阿部さやか容疑者が加重収賄と地方公務員違反の疑いで大阪府警に逮捕され、また、2月13日に奥田元副町長が官製談合防止法違反と公競売入札妨害の疑いで逮捕された。町の職員が2度にわたり逮捕されるという大きな事件で町民の方からも町長の任命責任を問う声が多い。町長は14日に行われた一般質問で、3人の議員の町長の任命責任についての質問に対して、自分の責任や処分については初公判が行われてから検討するとのことで、何も言及しなかった。この件に関しては町民の方々の関心も高く、多くの町民の方が町長からの任命責任についての話があると思い傍聴に来ていたのに、処分を公表しなかった。来ておられた町民の方からは批判の声があがっていた。町長は職員の失敗に対しては早期に処分していると聞きますが、半分、自分に対しては、事件から3か月以上たっても、なぜ決断しないのか。また、この件については職員の関与についても、うわさされております。県内において勝浦町で職員の使い込みと不祥事が起きたが、勝浦町長は自らの処分をすぐに発表した。また、3月14日の私の一般質問において、町民の素直な声を代弁したにもかかわらず、吉成副町長は憲法違反にあたるとし、また、何ら関係のない昨年3月の一般質問に触れ、私の発言の延長線上に今回の不祥事があるとも言われた。傍聴に来ていた町民の方からも、議員の発言を止める脅かしではないかとの声もありました。事実、私は町側の圧力を感じました。議会は町民のためにあると思いますが、圧力で発言を止めるやり方には納得いきません。町長、副町長とは一体といわれていますが、副町長の1人が逮捕され、もう1人の副町長が議員に圧力をかける行為に対して町長の任命責任は重い。以上によって賛成いたします。

○議長（西川良夫君） 次に、本動議に反対者の発言を許します。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長の許可をいただきましたので、私は高橋町長の辞職勧告決議に反対の立場から討論いたします。昨年の年末から不祥事が続いていることは、本町にとって大変不名誉なことであり、非常に残念であります。高橋町長

にも責任の一端はありますが、いずれの事件にも当時の副議長がかかわり、理事者側に違法行為を働きかけていたことは議会としても深く反省をする必要があります。私はこれらの不祥事を乗り越え、町民の信頼を回復するためには、高橋町長と町議会が共に協力し、事件の検証や事務手続の改善を進めることが重要であると考えています。今回の事件を受けて理事者側では、高橋町長をトップとするコンプライアンス対策検討会議を設置し、不祥事の根絶に向けた取り組みが進められています。議会としては自らの責任を放棄し、高橋町長を追及するだけではなく、何らかわりはないでしょうか。高橋町長には不祥事の根絶に向けた強い意志があります。この辞職勧告決議は、不祥事の根絶に水を差し、町政を混乱させるだけのものではありません。私は今回の不祥事を議会としても真摯に受け止め、高橋町長と共に町民の信頼回復に取り組んで行くとの思いから、高橋町長の辞職勧告決議は反対いたします。議員諸侯の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西川良夫君） これで討論を終わります。

---

○議長（西川良夫君） これから「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」を採決します。この採決は、起立によって行います。「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立4人です。したがって、「藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議」は、否決されました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第1号「令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から 日程第31、議第31号「町道の路線変更について」までの31議案を一括議題とします。

本案については、所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

初めに、前田厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

前田晃良君。

〔厚生常任委員会委員長 前田晃良君登壇〕

● 1 番議員（前田晃良君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された 15 議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月7日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された 15 議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第 8 号「令和 5 年度藍住町一般会計予算について」のうち、老人憩の家と児童館の家賃の中から土地借上料について。老人憩の家は 8 1 1 万 5, 0 0 0 円、児童館は 7 6 9 万 2, 0 0 0 円あり、両方で年間 1, 6 0 0 万円支払いをしているが、将来、人口減少、企業撤退などから税金が下がってきた場合に負担がかかると思う。そうした中で徐々に買取りを進めることはできないのか、との質問があり、買取りの件については、監査委員からの指摘もある。現状は長期契約等になっており、その期限が切れるとき、改めて買取りの方針を相手側に提示する方向での検討を考えているとの説明がありました。

議第 9 号「令和 5 年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」の中で、県の支出金が 4, 7 6 9 万 2, 0 0 0 円減額となっているのはなぜかとの質問があり、主な減額の理由として、前年度より普通交付金が減額になっており 4, 7 6 9 万 2, 0 0 0 円減額になった。普通交付金は国保の支出と大きく関係しており、支出として保険給付費が減ったことにより県からもらえる普通交付金が減っている。また、支出としての保険給付費が減った理由としては、今年度約 2 7 2 名、被保険者が減っており、後期高齢者への移行が始まり被保険者数の大幅な減少が国保被保険者で始まっている。その影響で保険給付が減ることにより、県からもらえる普通交付金が減ったということで減額になったとの説明がありました。

議第 1 0 号「令和 5 年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」から、介護保険料が 2 0 0 0 年から始まり、当初は 3, 4 8 0 円だったが、今年度は 7, 1 5 0 円になり、徳島県内で一番高い介護保険料になった。この原因は何かとの質問があり、町内に介護保険サービスが利用できる事業所が県下でも数多くあり 6 5 歳以上の方の人口も年々増えている。事業所が多いと介護サービス利用者も多くなり、介護保険料が県下で一番高い原因の 1 つと思われる。また、令和 6 年度から第 9 期の計画が始まり、令和 5 年度はその策定の年となっている。今までの状況を確認し、また新たな介護保険料を決めていく必要があると思うが、事業所の数と人口

の数というのは、町ではどうしてもできない部分である。町民の皆さんに元気で介護サービスを利用せずに過ごしていただける介護予防事業にも、今後より一層力を使い、元気に過ごしていただけたらという思いで、第9期の計画をこれから策定していくとの説明がありました。

次に、介護保険当初予算について。今年度の予算が27億3,023万円であるが、国庫支出金が8億7,003万円、その他が11億1,152万円である。一般財源が7億4,867万円になっているが、この一般財源からの支出は、介護保険の負担割合が国と県と町と現役世代と、それぞれの割合があると思うが、この一般財源は負担割合の中に入っているのかとの質問があり、負担の一般財源分については、法定で決まっており、町の負担が介護給付費に対して12.5パーセントと定められている。この率に基づいて算定している。また、一般財源の内容として、一般会計からの繰入れによる財源の確保が大きいところであり、介護給付には、介護保険の介護保険料が充当されるものであるもので、介護保険料としては23パーセントに相当する給付費に対して、40歳から64歳までは27パーセント、残りの50パーセントを国、県、町が負担することになっており、その内訳には、一般財源の中に一般会計からの繰入れもあり、介護保険料から充当する分もあるとの説明がありました。

審査の結果、付託された15議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、3月7日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年3月22日、厚生常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（西川良夫君） 次に、近藤建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。  
近藤祐司君。

〔建設産業常任委員会委員長 近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された8議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと付託された8議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線認定等についての現場を視察いたしました。現場視察終了後、付託された8議案について関係理事者から補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のと

おりであります。

議第8号「令和5年度藍住町一般会計予算について」のうち、商工業振興費について。商工会の創業塾を受講し開業した方に町から支援があるとのことだが、年間の申込件数はどの質問があり、令和4年度の申込件数は7件、平成27年度は17件、平成28年度は21件の申込みがあったが、ここ数年は少ない傾向にあるとの説明がありました。

桜つつみ公園、ろ過器改修について。滝は今、止まっているのか、また、水はどのように、ろ過しているのかとの質問があり、現在、ろ過器等が故障しており滝は止まっている。住民からの要望があることから、改修のために810万円の予算を組んでいる。また、ろ過については、水道水をためて滝から流し戻ってきたものをろ過するというを繰り返しているとの説明がありました。

放置されている廃屋の木の対応について。古い団地内の廃屋に生えている樟を切っしてほしいと周辺からの要望があるが、どのような対応になるのかとの質問があり、道路にかかっている場合はある程度対処できるが、法律上、所有者の方に切ってもらおうという形を取らざるを得ないとの説明がありました。

団地内の道路で、町が所有者となっていない公衆用道路の取扱いについて。昭和四、五十年頃に開発された団地内の道路の状態が悪くなっている。町が所有者ではないため手がつけられないとのことだが、どうにかならないのかとの質問がありました。町道認定がされておらず、また、底地の所有が町でない場合、非常に難しい問題だと考えている。法的なところが解決しないことには手がつけられないが、住民からの要望であるため、顧問弁護士などと十分に相談し検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、付託された8議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、3月8日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年3月22日、建設産業常任委員会委員長、近藤祐司。

○議長（西川良夫君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。  
森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された10議案に対する審査の概要を御報告いたし



ます。本委員会は3月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された10議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第2号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、歳入、固定資産税滞納繰越分1,450万円の減額理由及び滞納が多い分析はしているのかとの質問があり、今年の1月末現在における収入済み額に基づいて所要の補正を行っている。また、固定資産税は所得に関係なく課税されるもので、所得の多い、少ないの波が滞納を生じている原因の1つと考えているとの説明がありました。

議第8号「令和5年度藍住町一般会計予算について」のうち、公共施設再生可能エネルギー設備導入事業はどういうものかとの質問に、庁舎の屋上に太陽光パネルを82枚設置し、30キロワット程度の発電を行うものとしている。あわせて、約40キロワット相当の蓄電池を導入して蓄電するとともに、昼間は発電したものを自己消費する形の発電設備を導入することとしているとの説明がありました。

ふるさと納税事業についての質問に対しては、令和4年度4月から2月までの間で2,597万2,000円、1,831件の寄附があった。令和3年度は2,437万4,000円で寄附件数は1,866件。返礼品数は昨年度が151件、今年度は273件であり、電子感謝券、ペイペイからも寄附ができるように導入している。また、ふるなびの導入も検討しているとの説明がありました。商工会で造っているお酒のように、藍住町ならではの商品をつくっていただきたいとの意見が出されました。

地域交流環境整備事業の備品購入費600万円について、どういった備品を購入するのかとの質問があり、バーベキューエリアの利用者に貸出しをするバーベキュー用品類の購入費が250万円。この用品を収納する倉庫の購入費で250万円。管理棟内のじゅう器類の購入で100万円を計上しているとの説明がありました。また、バーベキューの煙を吸うグリルも取り入れていってくれたらとの意見が出されました。

学校教育ICT環境整備事業はどれくらい進んでいるかとの質問には、各学校全員にタブレットの配置、配備を完了し、電子黒板も配備を終えており、有効に活用されているとの説明がありました。

地域運動部活動推進事業費340万円は部活動の地域移行に対するの予算かとの質問があり、県からもそういったことを進めるための計画と予算支援の配分がきて

いる。受け皿が難しく一部の競技から進めていくこととしているが、全体の世話を  
するコーディネーターの報酬や活動費が中心であるとの説明がありました。

学校給食費のうち、調理加工費の額が昨年より914万9,000円安く計上さ  
れているのはなぜかとの質問があり、毎年、同じメニューといったことでもない、  
材料を落とすということではないとの説明がありました。

給食材料費はどのように決めているのかについての質問には、食肉、調味料、冷  
凍食品、加工食品はそれぞれの納入できる業者を指名願いから検索をして指名し、  
見積り額の競争を経た上で、納入をしているとの説明がありました。

オーガニック野菜を取り入れる検討の余地はあるのかとの質問には、いろんな方  
面で考えることは多くある。提案いただいたら栄養士を含めて考えていきたいとの  
説明がありました。農林水産省から緑の食料システム戦略が出されており検討して  
いただきたいとの意見が出されました。

審査の結果、付託された10議案については、全会一致でいずれも原案のとおり  
可決すべきものと決定いたしました。以上、3月9日に開催されました総務文教  
常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年3月22日、  
総務文教常任委員会委員長、森伸二。

---

○議長（西川良夫君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました  
議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これから、  
会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいま議題となっております議第1号か  
ら議第31号までの31議案については各常任委員会において十分審議を尽くされ  
たこととしますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第1号「令和4年度

藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から議第31号「町道の路線変更について」までの31議案については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第32、発議第1号「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、お手元に配りましたとおり、議会運営委員会から議案として提出をいただいております。

これは、藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるものであり、令和5年4月から令和6年3月までの議員派遣について、別紙、議員派遣一覧表のとおり議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更または確定年月日、派遣場所といたします。

また、これら以外に議員派遣が必要となる場合には、その都度、手続きを行いたいと思います。

お諮りします。発議第1号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

しました。

---

○議長（西川良夫君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。  
高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　3月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。  
今議会は令和5年度の各種施策に関する予算案や条例案など、提案申し上げました  
議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において十分御審議を賜り、全  
議案を御承認いただきありがとうございます。

また、会期中におきましては、議員各位から不祥事への対応、教育福祉、防災対  
策、環境問題など各方面における諸課題に関しまして貴重な御意見、御提言を賜り  
ましたことに重ねてお礼を申し上げます。この度の不祥事を踏まえ、職員の綱紀肅  
正の徹底、倫理意識の向上、組織をあげた不祥事の発生防止を図り、町民の皆様か  
らの信頼回復に努めてまいります。また、引き続き本町の将来像を展望し、長期的  
な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。どうか、議員各位  
におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。最  
後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会に当たっての御挨拶といた  
します。長期間にわたり誠にありがとうございました。

---

○議長（西川良夫君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しま  
した。

議員、理事者各位におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ御出席をい  
ただき、御協力、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和5年第1  
回藍住町議会定例会を閉会します。

午前11時4分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川　良夫
会議録署名議員	小川　幸英
会議録署名議員	林　　　茂